婦人と年少者

昭和二十八年五月三十日第三種郵便物認可　昭和三十年二月五日発行　第二巻　第二号

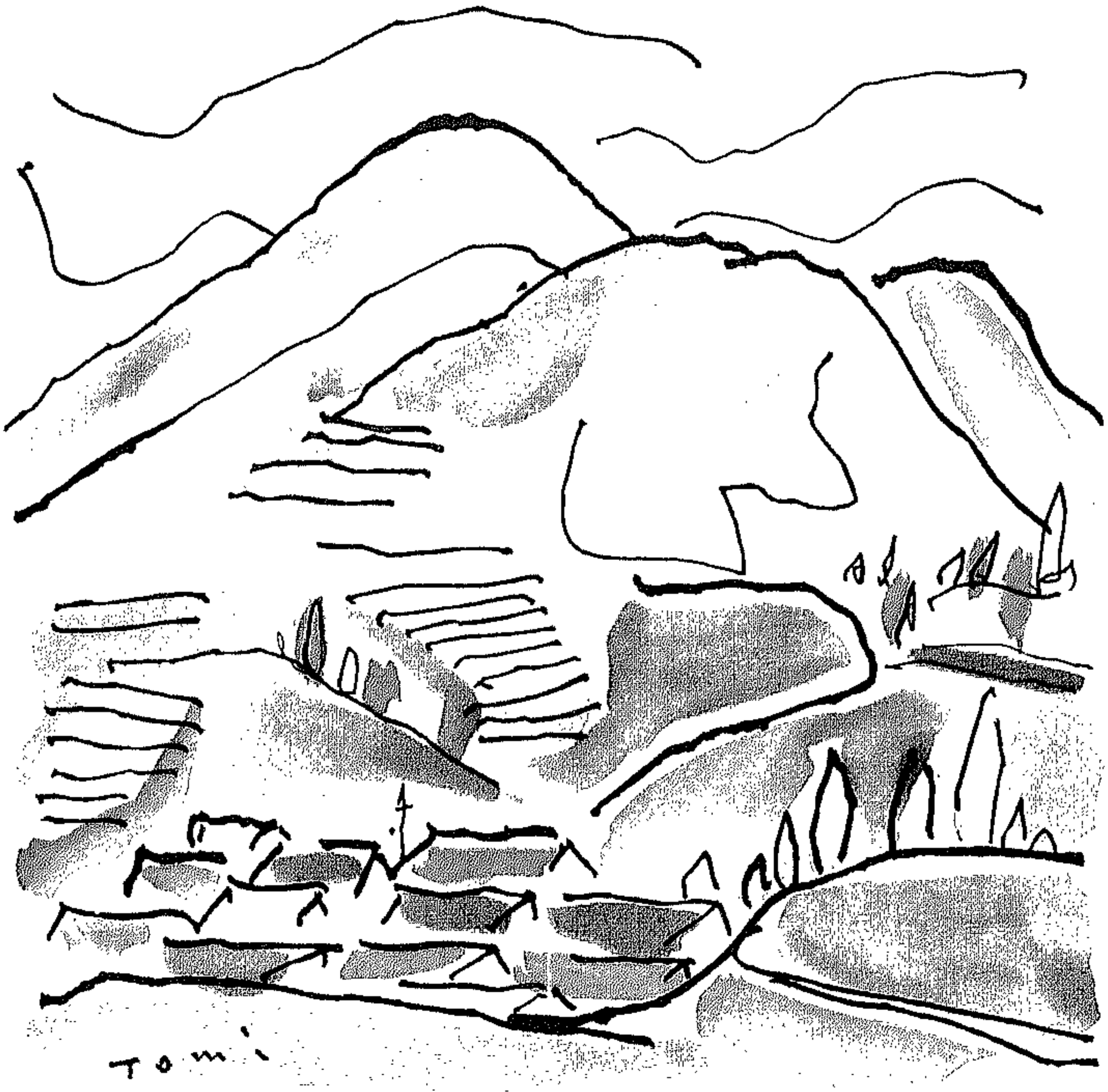

◇ 夜間中学生の諸問題
◇ 環境による就職の差別待遇

21

婦人少年協会

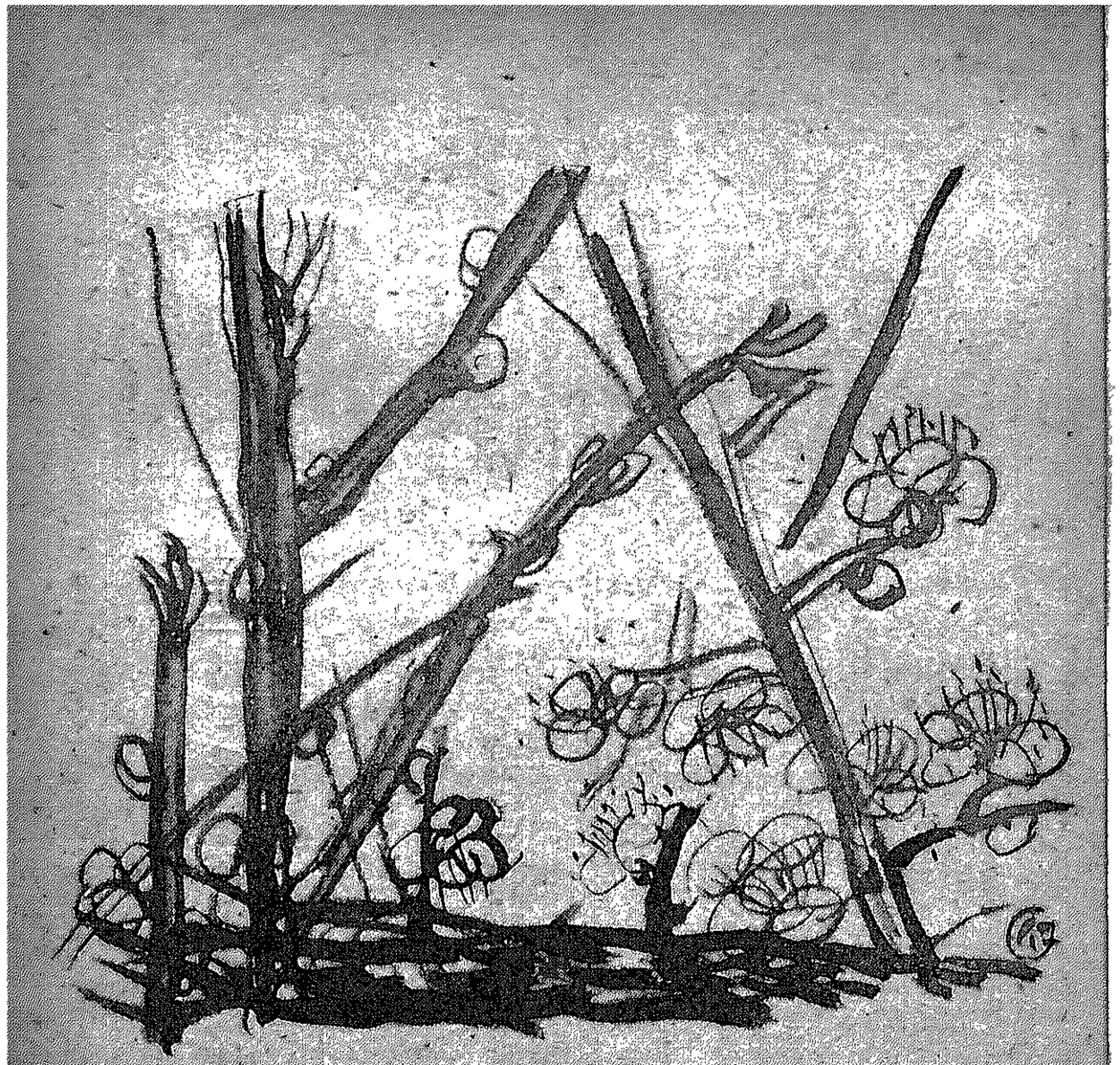

婦人と年少者　二十一号　目次

(特集)
夜間に授業を受ける中学生の問題……徳山正人…2
中学校の夜間学級に通学している生徒の家庭の状況―厚生省調査報告より―…6
夜間中学校に学びながら働く年少者の労働生活の実態……労働省婦人少年局…9
孤児・母子家庭児童等の就職援護について……高橋俊二…12
定時制を弁護する……小杉英司…14
使用者の立場から……竹原邦夫…15
求人開拓者の立場から……栄谷ふみ子…16

公明選挙にそなえて……渡辺慶子…18
公職選挙法改正の要点……辻田好和…20
◇思春期にある女子生徒の心理……小林正義…21

資料室
学びながら働く年少者……22
年少者の労働災害について……26
中国における女子労働保護法規……29
労組婦人のページ……31
十二月の婦人界の動き……32
女子の就業者数と完全失業者数、平均現金給与……表紙の3
◇働く年少者保護中央大会に出席して……5
◇婦人少年局ニュース……表紙の3
表紙……富山砂子　扉……甲斐仁代
カット……倉石隆・塚谷政義・甲斐仁代

年少者の特殊雇用慣行

いわゆる人身売買の実態――

内　容

いわゆる人身売買とは
人身売買から現在までのうつりかわり
人身売買の発生する原因について
最近の人身売買について
防止保護対策について
身売り児童の保護と仲介人その他の取締りの現状

定価 200 円　送料 30 円

労働省婦人少年局編　婦人少年協会発行

職業情報

季　刊

年4回発行

年少者進路指導の最高資料
青年女子就職決定の最良指針
わが国の産業事情の鳥瞰図

◀第4集内容▶

新年度の職業指導計画・産業経済の動向と雇用の見通し・中小企業の動向・中高卒業者採用後の訓練方法・新卒者を送るに当つて・地方向求人案内・地方から大都市への就職あっ旋状況・学卒者採用の裏話・職業の道しるべ・参考資料

A5判40頁 定価50円 〒8円
（年額　200円　〒発行所負担）

東京都千代田区大手町1の7

日本職業指導協会

振替東京 77629
電話丸ノ内(25) 1625 4728

「夜間」に授業をうける中学生の問題

徳山正人

一　夜間学級はなぜ生まれたか

近ごろの新聞などには、「夜間中学」という見出しの記事が時おり見られるようになった。戦後の学校制度の上からは、夜間中学などと称するものは無いはずであるが、現実には夜間授業を行っている中学校がかなりある。昭和二十八年十一月現在の調査によると、全国で十都府県に七一校の中学校が夜間学級をもち、学級数は一一〇学級、生徒数は三、一一八人にのぼっている。それは京浜地区、京阪神地区に多く、この両地区が全国の七五%の校数を占めている。この型の学校が最初に設けられたのは神戸市で、六三制教育をきめた昭和二十二年から間もない昭和二十四年二月のことである。この後各地にしだいにふえだわけであるが、途中で消滅したものもかなりあるらしい。つまり夜間学級は、必ずしも恒久的なものでなく、臨時的な性格を多分に含んでいると考えられる。

夜間学級開設の理由として、学校長が報告しているところによると、一様に、不就学・長期欠席生徒を救済するためであるとしている。不就学・長欠の理由にはいろいろあるが、放置すると学校に来ないと思われる生徒に、せめて夜だけでも勉強の機会を与え、中学校教育を受けさせようとするのが中心の目的である。この目的に附随して、少年の不良化防止に役立つとのべたものが多い。

長期欠席や不就学者は、なにも六三制教育がはじまってからの問題ではなく、それ以前にもあったのであるが、義務教育が三か年延長されたということは、長欠・不就学者の数を多くする理由になっていると思われる。それとともに、生徒の完全就学をはばむいくたの社会的事情が、困難の度を加えてきている。昭和二十七年の四月から十月末までの間に、五十日以上の欠席をした者（長期欠席者）の数をみると、小学校八五、四五三人（全国児童数の〇・七七%）、中学校一二三、三〇九人（全国生徒数の二・五五%）となっており、その欠席理由をみると、中学校の場合、家庭の理由によるものが男子約五八%、女子は約七〇%となっており、そのうち家庭の無理解のためというのがそれぞれ約半分もある。それ以外はほとんど家庭貧困のためと考えてよい。このように、本人の勉強ぎらい、友人にいじめられる、あるいは本人の疾病異常などよりも、家庭の事情から学校を休み、家計を助けるために事業所へ勤め、あるいは家業・家事を手伝うものが非常に多いのである。

このような生徒を、夜間学級はひろいあげ、勉学の欲求を満じてやっているのである。これは主として学校長や教師の教育的熱意によって自然発生的に生まれたものであって、地方教育委員会もこれを認めて援助しているものが多い。不就学・長期欠席対策としては、この夜間学級のみによって効果があがるとは考えられないが、教員定数も与えられず、経費も少く、その他の悪条件の山積する中で、機能的に夜間学級の授業にあたる教員諸氏に対しては、尊敬の念を禁じ得ない。

二　夜間学級の生徒

昼間の正期授業をうけず、夜間学級に通学する生徒に、「なぜ学校へ行けないのですか」と問いかけ、生徒が記述した理由を大まかにまとめた結果は、次のようになる。

(イ)家庭の貧困のため　一、五七九人(七三%)
(ロ)家庭の無理解のため　二一一人(九・八%)
(ハ)昼間の学校はきらい　一三六人(六・三%)
(ニ)その他　二三九人(一〇・三%)

生徒が答えたなかには、「政治の貧困のため」などと、かなり激しいことばづかいをしたものも少なくない。長期欠席者の全国調べでは、年少者と家庭の無理解という理由が二八%に止るが、夜間学級に通うものは、この理由のものが少なく、また学校ぎらいの者も少ない。夜間であっても、学校に通わせたい、また本人も通いたいと思っている人婦ことがあらわれている。

夜間学級に通う生徒の特徴のひとつに、年齢が高いということがあげられる。中学校における就学義務年齢は、満十五歳に達した日の属する学年の終りまで、となっており、ふつうだと十五歳で中学を卒業するのである。ところが夜間学級の生徒の卒業の年齢は、十六歳以上のものが四八・八%にのぼり、二十歳以上でやっと卒業した者が四・一%もある。つまり、夜間学級の生徒のうち、約半数は、以前に長期欠席をしたことのある生徒だということができる。中学教育をうけず、小学校を中退していたものが、中学の夜間学級ができたために通学するようになったという者が、五・七%にのぼっている。

東京の某中学校長からの報告事項の中には、「生徒は自己の家庭が貧困であることから、小学校を卒業すると同ら学業を断念して仕事に従事し、生計を助けようとする。しかし二、三年経過すると、自分が義務教育を卒えていない、或るいは高校に進学できないなどが多いことは、発育ざかりの年齢としては重大問題で、これに対し、学校給食の実施されたが、美容師などの試験を受ける資格がないこととなどを考えた末、入学したものである。」とのべている。夜間学級は、教育年齢を超過した者にも、中学教育の機会を与えてやるという意味が含まれている。

さらに夜間学級に通う生徒には、欠席が多い。全国の中学校生徒の出席率は九四・三%であるが、夜間学級ではずっと低い七三・九%である。欠席の理由も、病気欠席が一二%であるのに対して、事故欠席七四・三%、原因不明が一三・二%となっている。多くの者が通学困難な家庭事情や職場事情をもっていることをよく示しているが、なかなか思うようにいかないので困っている。」と訴えている。

三　夜間学級における授業

生徒が、夜間学級でどんな授業をうけているかを見よう。全国で一一〇学級のうち、一年生なら一年生だけで一学級をつくっているもの（単式学級）は四九学級（全体の四四・五%）で残り六一学級は、異なる学年の生徒が同じ学級で授業をうける複式学級である。これは、一学級あたりの生徒数が少ないこと、（平均一学級二五人）にもよる。ことに、一年、二年、三年を合せて一学級で授業する学級が四二学級（三七%）もあるのをみると、十分な学習能率をあ

雇用されていない者も、家の手伝いをしている者が八二%となっており、彼らは家計の中でかなり重要な立場に立っていることが知られる。このように昼間働かなければならないため、夜の授業を始業前に早い夕食をすませてから登校する者、下校後十時～十二時の間におそい夕食をとる者などが多いことは、発育ざかりの年齢としては重大問題で、これに対し、学校給食の実施されている学校は全体の一割にしかすぎない。夜間授業は、どうしても休憩時間をきりつめるので、弁当をもって来る者も、いそいでかきこまなければならない。

睡眠の状態にも、ひどいものがある。一日平均五～六時間しか寝ない者が、全体の四・二%もあり、生徒が現在いだいている最大の希望調査をみても、睡眠と答えた生徒が男子一〇%、女子六・七%にのぼっている。

げることができにくいと思われる。

教員の方からみても、夜間専任の教員は全国で五六名しかない。府県によって、教員配当のしかたは大きな差があるが、昼間の教師の兼務ですませているところが多い。教員もほとんど男子で、女子教員が少ないから、職業家庭科の授業などはかたよったものになる。全国の平均からすると、中学校一学級あたり一・五人の教員が配当されている。これにくらべると、夜間学級はひとく不十分な授業が行われるか、あるいは教員の過重な勤務のもとに維持されているかということになる。

中学校の正規の授業は、一時限五〇分として年間三五週以上、週あたり最低三〇時間以上と規定されている。夜間授業で、この最低線を上まわっている学校は、七一校のうちわずかに三校（いずれも東京）にすぎない。しかしそのためには、かなり無理な授業となる。まず普通ならのびのびと休む八月なども、つづけて授業して時間数をかせいでいる。右にあげた学校は、いずれも年四四し五週の授業をしている。そのほかには、一時間の長さをきりつめて、時限数を多くし、いろいろな教科がやれるようにすること、さらに休憩時間をきりつめることなどが考えられている。

こうして規定された最低時数に近づけようとする学校がある一方、週六日の授業をせず、一日、あるいは二日しか授業をしない学校もある。このような授業では、補習の程度しかやれず、

とうてい満足な学習の効果は期待できない。いちばん多いのは、週六日、一日三時間の授業を行う型で、これが全体の三四・九%を占めている。これは、正規の中学校の授業からすると、大体その半分にあたる。

さらに各教科別にみると、どうしても規定時数以下になるので、そのしわよせが音楽・図画工作・保健体育などにあらわれ、これらの教科を実施しない学校が多くみられる。

教科の中では、色彩教育をともなう図画工作や理科等が、電燈のもとでは不十分になり、理科の実験、家庭科の実習、体育なども不十分となる。また、入学前にどの程度の教育をうけたかのちがいが大きく、年齢にもひらきがあり、個々の生徒の能力差がいちじるしいために、いつせいに指導することが困難だと報告されている。

しかし反面、報告された記述の中には、「生徒は登校することをよろこび、熱心である。」

「同じ境遇のものが相より相たすけ、はげまし合う気風ができる。」

「生徒の一日の慰安所として、レクリエーション指導に好適である。」

「人数が少ないので、個別指導が徹底し、楽しく勉強させることができる。」

などの声がみられる。

四　夜間学級の問題点

夜間学級が設けられたことは、不就学・長欠・常に遠く、むしろそのことによって、差別待遇

生徒の救済策が中心目標だとされ、その意味は大きい。しかしこれによって救済された長欠者は、全体の一・七%にしかすぎず、その中でも、義務年齢超過者のためになっている面が大きい。夜間学級を設けることだけで、長欠・不就学者対策の目標が達せられるとはいえない。夜間学級開設事情の中には、特殊な職業関係の地域における特殊事情も見られる。たとえば京都の西陣織地区では、中学校程度の年齢ならば、りっぱな働き手になるので、学校にやらせたがらない風潮があり、就学奨励の一方法として夜間学級が開かれている。その調査によると、数年前の資料であるが、生徒の月収入が六千円をこえるという例も見られた。また広島に設けられた夜間学級は、漁業地区であって、この年齢で技術をたたきこむために正規就学をしない者がかなりある。さらに、注目すべきものは、未解放部落（特殊部落）対策としてとりあげられたところがかなりあることである。この間の事情は、校長によっては、「同和教育の一環としてとりあげた。」とはっきり報告しているものもあるが、明記されないものの中にも、この目的で開設されたものがかなり多いと思われる。筆者の想像では、多少とも同和対策の意味をもっているところは、七一校中、十校以上にのぼると考えている。このような社会的差別感にもとづいて（もちろん貧困とも深い関係はあろうが）、正規の学校に出てこない生徒を、夜間に収容して教育することは、問題の根本的解決からは非

を強化することになりはしないであろうか。

また最近、次のような事情も耳にしている。関西の某市に夜間学級を開設したところ、住宅街の人が聞き伝えて、自家の女中の入学を志願してくる者がふえたという。人身売買的に、義務教育未終了の女子を東北方面からつれてきて、女中にしている家が多いことを物語っている。

昨年末、京都市で、夜間学級関係者の全国協議会が開催された席上、夜間学級を法制化してヤミ学級でなくしたいという意見が強かった。専任教師が得られず、予算の獲得もできない困難な状況を打解するためには、法制上の裏づけが必要であるというわけである。夜間学級担当者の苦心からすれば、当然の熱望である。しかし参加者の中には、その反対論も強くあらわれた。「夜間学級を法制化すれば、十五歳未満のこどもの就労を正式に認めることになり、労働基準法や児童憲章の精神に反する。」あるいは、「法制化は、昼間学校に行つているものまで、やすきにつく気持で夜間に志望するおそれがある。」などの意見があつた。

夜間学級を経営している教員の熱意は尊いが、法制化することは問題であろう。就学奨励のために、地域をうつて一丸とした強力な活動がなされ、それが成績をあげている例は少なくない。生活保護法に基く援助は、現在のところではいたつて貧弱であり、この方面の強化が必要である。さらに、貧困度が同じであつても、ある生徒は正規就学をし、ある者は長期欠席者

の群の中におかれていることは、悲しい現実である。この点では、義務教育の意義をいつそう啓蒙する余地が残されている。

不就学・長欠対策の一部として、夜間学級が経営されていることは、差別感を伴う夜間授業をうけなくてもよいようになることが理想である。そのための総合的施策がうちたてられるまでの、過渡的な措置として、夜間学級は、社会の暖かい眼を要求している。

――文部省・中等教育課事務官――

◇働く年少者保護大会に出席して

岩国市・新聞配達　岡崎　清

十一月四日の見学と座談会に自分の見学と座談会に連絡不十分のため、欠席しなければならなかつたが、五日の大会には出席できた。会場に着いてまず驚いたことは、自分と同年輩の人々が余りにも多くいることだつた。実をいうと、こういう大会があるということも今度はじめて知つたのである。講堂に入つたが、どこに坐つてよいのやら、胸につけていといわれたリボンはどこでつけてよいのやらわからず、ぼう然としていた。ふと、前もらつた手紙に黄色いリボンをつけた協助員が僕たちの世話をするということが書いてあつたのを思い出して、黄色いリボンをつけている婦人に質問すると、にこにこいろいろ世話して下さつた。席につくと、すぐ隣の人がいろいろ話しかけ、まわりの人々ともすぐ仲良くなつた。そして僕たちの近況や働く楽しさ、つらさなど語りあつた。

会が始つて藤田先生が少年たちの作文や詩を朗読された時、日ごろ僕たちの思つていることがすなおに描き出されているので、思わず感嘆のことばをもらしてしまつた。いよいよ表彰の番になつて僕の名前が呼ばれた時のあの瞬間の感激はとうてい筆舌に尽せるものではない。藤田婦人少年局長が表彰状を読みあげられるのを聞きながら、果して自分はこれでよいのだろうか、と深く考えさせられた。

岩国市今津帝人岩国工場勤務　藤本美子

お母様、勿論遠い地下のお母様も喜んで下さるでしようね。表彰されるのだと知つた時、内心とてもうれしかつたのですが、次の瞬間なぜかうれしいと思えなかつたのです。お友達や周囲の方から「おめでとう」と云われても、何だか皮肉みたいで、その言葉が素直に受け難い気持でした。しかしこの表彰の中には今までのようではいけないから励まして下さる意味もあるのかもしれないと解釈して、不安の気持を打消そうとしました。そうするとさすがにうれしさが一度に拡がりました。そして座談会には不安さもすつかり消えて、ただうれしさ一ぱいで臨みました。きつとお母様には、その時美子がどんなにうれしかつたかおわかりになるでしよう。五日の大会には美子はセーラー服の胸に桃色のリボンをつけていそいそしていました。来賓の方々からはお祝いの言葉やお励ましの言葉をいただきました。今日の感激、胸の高なりを忘れず、この表彰を恥かしめないように、今後もお母様のお導きをお願いいたします。

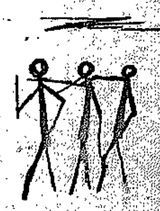

中学校の夜間学級に通学している生徒の家庭の状況

――厚生省の調査報告より――

夜間に授業を行う学級をもつ中学校に関する調査の一環として厚生省が行つた調査は、生徒の家庭環境を明らかにして、これら青少年の福祉保障についての指導上の対策樹立に役立つ資料を得るとともに、その福祉に欠けるものがあれば、必要な指導及び援護を行うことを目的としたものである。

調査の対象となつたものは、夜間中学校に通学している生徒であつて、保護者と同居している者の家庭である。したがつて事業場住込者及び他県居住者は除外されている。

以下厚生省児童局の調査報告書から、調査結果を紹介しよう。

一、調査の対象となつたものに関する考察

文部省が各地方教育委員会から求めた報告と、厚生省が家庭調査を実施して集計対象となつたものとを比較すると、第一表のとおりである。

二、結果表に見られる注目すべき事項

(1) 性別、年齢別、学年別生徒数について

本調査によると、性別は男子は厚生省の集計対象となつた一、二三九名の五一・八%を占めており、性別による就学の差は余り見られない。

年齢別についてみると、一五歳未満の生徒は集計対象生徒の五四・九%であるから、残り四五・一%が義務教育を受ける年齢を過ぎている生徒であることは、注目せられる。

学年別に見ると、本調査においては第二学年が最も多く五一〇名となつており、次が第一学年の四三六名、最下位が第三学年の二九三名となつている。

(2) 保護の必要別生徒数について

本調査において保護の必要性としてとり上げたのは一、ケースワーカーの指導、二、生活扶助、三、教育扶助、四、子守をしている生徒の子守の対象となつている乳幼児を保育所又は乳児院に入れる、五、医療扶助、六、その他の扶助、七、母子寮入所、八、本人を養護施設に入れる、等の保護方法の適用に該当するものを調査したのであるが、集計の対象となつた生徒のうち生活保護法の適用を受けているものが、二〇・三%を占めており、又保護の必要性のないもの、が五八・五%、不詳が、六・五%であつて保護の必要性のあるものは僅か一四・七%である。

この保護の必要性のあるものを一〇〇%として前記保護事項別に見ると、生活扶助が二八・一%、教育扶助が一九・八%、子守対象乳幼児を保育所又は乳児院に入れる九・三%、医療扶助が七・一%、その他五・四%となつており、母子寮又は養護施設入所は皆無である。ここでは保護の必要性のあるものは非常に少ないことが注目せられる。

(3) 生活の一般的状況別生徒数について

この調査は生活保護法の適用を受けているもの、生活保護法の適用を受けていないが余裕がないものが、集計対象となつた生徒の半数以上の五九・二%を占めていることは、生徒が昼間働かなければならない理由と考え併せて注目せられる。なお、中流一二・七%と上流家庭の児童もこの学級にいることは一考を要する。

(4) 調査者の所見について

この調査項目は、調査者の主観によつて記入せられることになるので、一応の参考資料的な意味しか持たないのであるが、次にその結果を検討してみよう。

(イ) 生徒が昼間働かなければならない理由

a、生徒が家計を助けるために進んで働いているというのが集計対象生徒中の四八・三%(五九九名)であり、この生徒中四一五名まで生活保護法の適用を受けていないが余裕がない家庭の児童である。

b、生徒自身が技術を身につけるために進んで働いているものは五・五%

c、生徒が保護者に強制されて家計を助けるために働かされているもの五・〇%

d、生徒自身小遣を得るため進んで働いているもの三・一%

以上のうち、aが特に注目せられるが、これは保護の必要性の有無と考え併せねばならない。

(ロ) 保護者の教育に対する関心について

この調査はa、保護者が何とかして生徒を昼間の学校に行かせようとしている。b、現状のままで通学させようとしている。c、学校に通わせる必要がないと考えている。d、中学校の教育が義務教育であることを知らなかつた、について記入したものであるが、aは二八七名、b、五六二名、c、七五名、d、一七名となつており、保護者が現状のままで生徒を夜間の学級に通わせようとしているものが四五・三%であり、次が何とかして昼間の学校に行かせようとしているもの二三・一%となつていることが注目される。

(ハ) 調査員がその家庭をみて生徒は現状のままで昼間の学校に行かれるか否かについて

この調査で、行かれると記されていたもの二九一名、集計対象児童の二三・四%、「行かれない」と記されたもの五五・六%、他は不詳となつている。これは既に検討した各項目と考え併せる必要がある。

(次ページ第六表参照)

(5) 保護者の従業上の地位

この調査は生徒が昼間働くのは家計に余裕がなく生計を助けるためという前述の結果に併せて考察する必要があるが、家計の中心と考えられる保護者が常傭と記されていたものは集計対象の三〇・六%の三七九、自営が二九・七%の三六八名であり、生徒の家庭の生計は約六〇%が安定した状態にあるものであることは、保護の必要性のあるものが僅か一四・七%であつたこと及びその保護の方法についてもケースワーカーの指導が比較的多かつたことも考え併せて十分検討せられねばならないものと思われる。その他

第1表 調査対象数

		東京都	兵庫県	京都府	広島県	大阪府	愛知県	奈良県	和歌山県	神奈川県	福岡県	計
文部省が地方教育委員会から求めた報告	校数	校 5	16	13	3	3	2	3	9	12	5	71 校
	生徒数	人 628	772	415	209	94	79	128	318	340	213	3,196 人
厚生省が集計対象としたもの	校数	校 3	7	13	3	3	2	2	3	1	欠	37 校
	生徒数	人 319	292	216	151	80	55	52	38	36	欠	1,239 人

(註) 厚生省調査は事業場住込者，他府県居住者の調査は除外されている。

年別，年齢別調査対象数

第2学年 総数	12	13	14	15	16	17	18以上	不詳	第3学年 総数	12	13	14	15	16	17	18以上	不詳	合計
250	1	82	112	97	22	17	25	4	151	0	1	20	51	39	25	20	1	642
260	1	74	115	44	18	2	5	1	142	0	1	33	67	22	8	11	0	597
510	2	106	227	81	40	19	30	5	293	0	2	53	118	55	33	31	1	1,239

第3表 保護の必要性別生徒数

保護の必要性のあるものの合計		181人
保護の必要性あるもの	生活扶助	51
	医療扶助	18
	教育扶助	36
	その他の扶助	1
	母子寮入所	0
	本人を養護施設に入れる	0
	子守をしている生徒については守の対象乳幼児を保育所又は乳児院に入れる	17
	ケースワーカーの指導	55
	その他	8
保護の必要性のないもの		725
生活保護法の適用をうけているもの		252
不詳		81
総数		1,299

第2表 学年別，年齢別，性別生徒数

性別 ＼ 学年・年齢別	第1学年 総数	12	13	14	15	16	17	18以上	不詳
男	241	32	88	86	19	21	19	30	1
女	195	37	80	28	19	18	10	7	1
計	436	69	168	59	38	39	29	37	2

第4表 保護者の従業上の地位

区分	自営	常傭	日雇	内職	無職	合計
保護者数	368	379	275	50	167	1,299

第5表 生徒の職業欄記載事項について

区分	工員商人等右以外の職業の種類の記入されていたもの	月雇と記載のもの	季中と記載のもの	女中と記載のもの	家事手伝と記載のもの	留守番と記載のもの	就業欄が空欄が無と記されていたもの	合計
生徒数	844	5	30	10	50	15	285	1,299

に、日雇は二二・二%の二七五名、内職は四・〇%の五〇名、無職は一三・五%の一六七名となつているが、これも又前述の保護の必要性中の各種扶助の必要性というのと併せて考える必要がある。

(8) 生徒の職業について

生徒の職業はすでに労働省調査によつて判明しているので、ここには特に子守、女中、家事手伝、留守番等の家事労働をしているものがどの位いるかを参考として調べてみたのであるが、これは集計生徒中一〇五名であつて少数であつたが、全くそれらの労働に従事していないというものも二八五名記されていた。

(7) 調査結果の綜合的観察

以上の調査結果より考えられることは、生徒の家庭は生活保護法の適用を受けていないが余裕がないものが、調査生徒中の約六〇%に達していること、及び生徒が家計を助けるために進んで働いているものが調査生徒中の四八・三%五九九名を占めており、その中四一五名までが生活保護法の適用を受けていないが余裕がないという家庭のものであること。しかしながら、これを保護の必要性の有無からみると、保護の必要性のあるものは調査生徒中の僅かに一四・七%であつて、その必要性のあるものを一〇〇%として考察しても、その保護の第一はケースワーカーの指導（二〇・二%）生活扶助（二八・一%）となつていて、教育扶助が必要というのは僅かに一九・八%しかないことは考えなければならないことである。

次に生徒の家庭の家計の中心となつている保護者の従業上の地位を考えると、調査生徒中約六〇%は家庭の収入の多少及び家庭の人員構成には問題があろうが一応は安定しているものと考えられる。そこでこれに併せて生徒の年齢を考察してみると、義務教育該当年齢は約五五%で、他はそれ以上の年齢のものであることを注目し、今後のこの種児童の福祉を計るための指導なり援助なりが考えられなければならぬであろう。

以上が厚生省の調査報告である。

第6表　生活の一般的状況別生徒数

		1.生活保護法適用を受けている	2.生活保護法の適用を受けていないが余裕がない	3.中流	4.上流	不詳	合計
1.生徒が昼間働かなければならない理由	イ.生徒が家計を助けるため進んで働いている	109	415	44	2	29	599
	ロ.生徒が保護者に強制されて家計を助けるために働かされている	17	39	5	0	1	62
	ハ.生徒が手が足りない事業場に人手を補うために進んで働いている	5	14	8	0	1	28
	ニ.生徒が保護者に強制されて人手が足りない事業場に人手を補うために働かされている	2	6	6	0	1	15
	ホ.生徒自身が技術を身につけたいために進んで働いている	12	39	16	0	2	69
	ヘ.保護者が生徒に技術を身につけさせるため強制して働かせている	5	6	4	0	1	16
	ト.生徒が自分の小遣を得るため進んで働いている	11	17	10	0	1	39
	チ.保護者又は同一世帯の人が自分の小遣を得るため生徒を強制的に働かせている	0	0	0	0	0	0
	不詳	91 (72)	198 (151)	52 (40)	3 (1)	67 (21)	411 (285)
	合計	252	734	145	5	103	1,239
2.保護者の教育に対する関心	イ.何とかして昼間の学校に行かせようとしている	66	178	32	1	10	287
	ロ.保護者が生徒を現状のまゝで進んで夜間の学校に通わせようとしている	114	356	71	2	19	562
	ハ.保護者が生徒を学校に通わせる必要がないと考えている	20	89	18	0	3	75
	ニ.保護者が中学校の教育は義務教育であるということを知らなかつた	5	11	1	0	0	17
	不詳	47	150	28	2	71	298
	合計	252	734	145	5	103	1,239
3.調査員がその家庭生徒の現状でその見地は現状で行かれるか	イ.行かれる	49	172	66	1	3	291
	ロ.行かれない	162	437	50	3	37	689
	不詳	41	125	29	1	63	259
	合計	252	734	145	5	103	1,239

（　）内は生徒の職業欄に「無」と記載のあつたもの及び記載のなかつたものの数を示す。

夜間中学校に学びながら働く年少者の労働生活の実態

労働省婦人少年局年少労働課

一　はしがき

労働行政の面からは夜間中学校そのものは一応問題の外におかれているのであるが、児童の学校外の労働及び労働と学業との関連において問題となるのである。

児童の労働形態が雇用労働である場合にはその業種、最低年齢、使用許可制度、労働契約、労働時間その他の労働条件等において違法的な問題を含むことが少なくないと予想せられ、また法規を離れてみても、年少労働保護の理念からしても、昼間働き夜間に学ぶ児童の姿は問題の影を濃く宿しているものとみなされる。

このような観点から夜間中学校生徒の労働生活の面について対策の基礎資料を得るために教育・厚生の行政機関と協力して行つた総合調査の一環として、この調査が行われたのである。

二　調査人員

実際に個人調査をしたものの中から無効調査票を除いた有効票だけについてみると、調査校六五校、調査人員二、一四一人（男一、〇八〇人、女一、〇六一人）で、学齢層にあたる一五歳未満のものは四一・三%の八八六人となつており、残りは学齢層を過ぎたものである。しかも年少期を過ぎた一八歳以上のものが二五〇人で一一・七%を占め、夜間中学校の特異性がみられ、その性格と存在意義（学齢期に義務教育の機会に恵まれなかつた者に義務教育の機会を与えている）の一端がうかがわれる。

三　雇用の有無

年少労働保護の主点は雇用労働におかれるので、この観点からみると、雇用されているものは一、二八七人で六〇・一%、そのうち男子は七六三人（雇用者の五九・三%）である。雇用

表1　雇用の有無及び年齢学年別人員数

性別	雇用別 年齢別 学年別	総数	雇用されている者 計	12歳未満	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳以上	雇用されていない者 計	12歳未満	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳以上
計	計	2,141	1,287	1	21	138	271	352	194	111	199	854	1	24	179	251	204	97	47	51
	1年	566	292	1	21	99	30	33	36	26	40	274	1	22	155	43	14	19	11	9
	2年	768	430	—	—	36	203	73	44	27	47	338	—	2	24	194	71	22	17	8
	3年	807	565	—	—	3	32	240	114	58	112	242	—	—	—	14	119	50	19	34
男	計	1,080	768	0	9	79	148	192	114	74	147	317	—	9	66	76	67	35	33	31
	1年	272	167	—	9	56	22	15	18	15	32	105	—	9	57	10	7	5	5	0
	2年	367	252	—	—	23	110	38	25	22	34	115	—	—	9	54	27	9	13	3
	3年	441	344	—	—	—	16	139	71	37	81	97	—	—	—	6	33	21	15	22
女	計	1,061	524	1	12	59	123	160	80	37	52	537	1	15	113	175	137	62	14	20
	1年	294	125	1	12	43	14	18	18	11	8	169	1	13	98	27	7	14	0	3
	2年	401	178	—	—	13	93	35	19	6	13	223	—	2	15	140	44	13	4	5
	3年	366	221	—	—	3	16	107	43	21	31	145	—	—	—	8	86	35	4	12

四 雇用されている者について

(1) 雇用されている産業

雇用先の産業をみると、全体としては工業が最も多く六〇・七%を占め、次が商業の一九%、土建の三%、接客娯楽の二%、保健衛生の一・六%が主なるものである。

これを一五歳未満のものについてみると、大体の傾向は先の場合と同じであるが、工業が五七・六%で先の場合よりやや少ないが最高、次が商業の二四・二%、接客娯楽と保健衛生がともに一・九%、土建の一・六%という順になつている。労働基準法によつて一五歳未満の者を使用できない舎の工業に最も多く使用されており、また接客娯楽にも使用されている点に問題を含んでいる。

雇用先の企業規模は、全体では従業員五人未満のところが二八%、五人以上一〇人未満が二四・二%、一〇人以上五〇人未満が三一・八%

表 2 年齢階級別総数の比率

	計	15歳未満	15歳以上
指数	100.0	41.3	58.7
実数	2,141	886	1,255

表 3 年齢階級別雇用者と非雇用者の比率

		計	15歳未満	15歳以上
指数	雇用者	100.0	33.5	66.5
	非雇用者	100.0	53.3	46.7
実数	雇用者	1,287	431	856
	非雇用者	854	455	399

されているもののうち一五歳未満の義務教育年齢層のものは四三一人（三三・五%）となつている。

表 4 産業別人員数比率（以下の表は雇用年少者の統計である）

	総数	工業	鉱業	土建	交通	物販貨取	農林	畜産水産	商業	金融広告	映画演劇	通信	教育研究	保衛生	接客娯楽	掃除と殺	官公署	その他	不明
計	100.0	60.7	0.6	3.0	0.8	1.0	0.6	0.8	19.0	0.4	0.1	0.2	0.7	1.0	2.0	0.8	0.8	3.5	3.4
15歳未満	100.0	57.6	0.5	1.6	0.2	0.9	0.7	0.9	24.2	0.2		0.5	0.9	1.0	1.9	0.9		4.5	2.6

で、五〇人未満の事業場で働く者が全体の八四%を占めている。一五歳未満の者のみについてみると、総数の場合と大体同じような傾向を示すが、小規模事業場で働く者の比率が総数の場合より幾分高くなつている。

雇用の形態を常用と臨時に分けてみると全体では八一・四%、一五歳未満では七七・七%が常用である。

(2) 就職の径路

就職の径路をみると、全体では一番多いのが家族のつてで二七・二%、次が知人の二五・二%、親類の一一・八%、自分自身の一一・六%で、学校の先生及び職業安定所というのがそれぞれ五・六%と二・二%となつている。

一五歳未満の者では家族のつてが多く三四・六%、学校の先生と職業安定所は少く、四・二%と〇・五%にすぎない。また雇用先との縁故関係をみると、全体では八二・七%、一五歳未満の者では七八・九%が縁故関係のない雇用先で働いている。

(3) 年齢証明書

労働基準法によつて一八歳未満の者を雇用する場合には年齢証明書を、さらに一五歳未満の者を雇用する場合には使用許可を受けることになつているが、全体で二・五%、一五歳未満で二%の者が年齢証明書について手続がとられていると答えているに過ぎないので、これらの制度の普及と実施の徹底が一段と講ぜられなければならない。

表 5 年齢証明書の有無別比率

	総数	有	無	わからない	不明
計	100.0	2.5	81.9	0.9	5.7
15歳未満	100.0	2.0	82.4	0.5	6.1

(4) 雇用契約

雇用契約が一年以上の長期にわたつているものが全体で六・八%、一五歳未満で一・九%あるが、これは労働基準法が一年以上にわたる長期の雇用契約を禁止しているので違反ということになるわけである。また「契約しない」「わからない」という回答が非常に多いが、これは雇用契約の際に労働条件等を明示することもなしに雇用者と本人のあいまいな口頭契約などによるものが多いとみるべきである。

(5) 労働条件

(イ) 賃金

賃金の支払方法は、毎月きまつて支払われているものが全体で八九・六%で、残りのものは

「毎月もらわない」「きまつていない」「不明」などである。賃金を自分で受取るものは全体では八八・二%、一五歳未満では八三・九%で、残りは家の人その他で、このような不明確な賃金の支払方法や、受取人が本人でないというような点は、前の雇用契約のあいまいさと共に問題を含んでいる点である。

賃金の形式としては日給又は月給が全体の場合八六・七%、一五歳未満では七七・二%、賃金の内容では現金支給が全体の場合九三・二%、一五歳未満八九・六%で、残りは現金と品物の併給あるいは品物のみ支給となつている。

(ロ) 労働日数・労働時間

一か月の労働日数をみると毎日働く者が全体では七五・二%、一五歳未満で七六・二%と大部分を占めており、一か月二十日未満働くものは僅かに二%にも満たない。したがつて殆んどの者が大体毎日働いているわけである。

休日についてみると、休日についての定めのあるものが八割あまりであるが、定つた休日のないのが全体で一四・四%、一五歳未満で一五%みられることは、一か月の休日が三日以内というものが六割以上で、週一回の休日が確保されていないことと共に問題を含んでいる。

一日の労働時間をみると、三時間以上一〇時間のものが全体では八六・八%、一五歳未満では八五・五%と圧倒的な割合を示しており、さらに十時間以上というものさえある。一五歳未満の者の一日の労働時間が修学時間と合わせて七時間以内と規定する労働基準法の線をはるかに超えた長時間労働は、児童の健康保持の面からも最も重要な問題点である。このような長時間労働と夜間通学という二重の負担は、必然に病気や事故による欠勤者を続出させ、約三分の一が欠勤するような結果を招来しており、このまま放任しておくことはできない。

表 6 1か月の労働日数比率

	総数	毎日	時々働く 1か月に10日以内	1か月に11日～20日以内	それ以上
計	100.0	75.2	0.5	0.9	23.4
15歳未満	100.0	76.2	0.4	1.3	22.1

表 7 規定休日比率

	総数	あり	なし	不明
計	100.0	83.9	14.4	1.7
15歳未満	100.0	82.5	15.0	2.5

表 8 1か月の規定休日数比率

	総数	3日以内	4日	5日以上
計	100.0	63.6	34.4	2.0
15歳未満	100.0	64.7	33.9	1.4

表 9 労働時間比率

	総数	労働時間8時間以下	それ以上8時間以上10時間以下	それ以上10時間以上	不明
計	100.0	1.6	46.8	40.0	9.2	2.4
15歳未満	100.0	2.0	48.1	37.4	10.0	2.5

表 10 病気，事故による欠勤の有無比率

	(人員総数)数	有	無	不明
計	100.0	28.2	68.1	3.7
15歳未満	100.0	30.7	65.8	3.6

表 11 原因別欠勤の比率

	総数	病気人員数	事故人員数
計	100.0	88.7	11.3
15歳未満	100.0	86.1	13.0

五 雇用されていない者

雇用されていないもののうち最も多いのは家の手伝いで、全体では八二%、一五歳未満では八五・六%となつており、内職や行商をやつているものが僅かずつみられる。

六 むすび

夜間中学に通つている年少者の労働状態は本人自身が幼少であること、家庭的背景が社会的劣弱層であることなどから、労働条件が一般に劣悪である。もともと比較的健全な労働形態のものであつても、義務教育年齢層の児童が働き且つ学ばなければならないことは好ましくないのに、さらに劣悪な労働条件の下におかれているとすれば問題は一層深刻である。しかもこのような境遇におかれている児童が増加しつつけている状況であるので、早急に根本的な対策が講じられなければならないが、一応当面の対策として考えられることは関係行政機関・雇用主・保護者・学校当局が一体となつて、労働条件の是正、適正労働への配置替え、生活・教育補償の円滑な実施など指導的な部面での具体的な諸措置がとられなければならないであろう。また、そのまえの一般的対策として、学校当局・保護者・雇用主の年少労働保護への関心と認識を高めるための啓発措置がとられなければならないであろう。

孤児・母子家庭児童等の就職援護について

高橋俊二

さる一月十四日に開かれた中央青少年問題協議会の委員会で両親のない者、或るいは片親の児童が就職に当つて差別的取扱をうけることが問題となり、今後これについての検討が行われることとなつた。

もつともこれが問題となつたのは、社会的にみてこれが最初というわけではない。例年中学校や高等学校の就職期になると、これら児童或るいはその父兄・先生方から「親のないために差別的取扱をうけた」との悲しい訴えが切々と投げられているし、又全国各地の未亡人会や遺族会など各種関係団体から、これに関連して強制雇用・割当雇用の要望さえも出ている。又一部府県では、これに対する具体的対策として身許保障団体等も組織されている状況である。

それでは、世の一部で、このように問題となつている「就職に当つて親のないためにうける差別的取扱」の実態は一体どのようなものであろうか。これを東京都労働局職業安定部で調査した昭和二十九年三月の新規学校卒業者に対する管下公共職業安定所を通じての求人申込についてみてみよう。

最初におことわりしておかなければならないのは、この数字のあげ方は極めて難かしいことである。最初から両親の揃つていない者は臥目だとはつきり明示する事業所もあるが、大多数の事業所はそれ程無神経にはなり得ないものと見え、最初明示しないで選考に当つて事実上要件としているものが多い。従つてこの調査でも明示されたものの他、二十八年度に事実上選考の要件としたことの明かなものを含んで計上してある。中学校と高等学校とは大体同じであるので、中学校卒業生だけについてみてみよう。

総求人件数約一万三千件のうち、両親の健在を要件としたものは四・七%の約六〇〇件であり、この数は必ずしも大きなものではない。しかし、この内容を調べてみると表面に現れた数字以上に実質的な問題は大きいことが判る。

まずこれを規模別にみてみよう。従業員十五人以下の事業所では二・四%、百人以下では二・七%、五百人以下では五・三%であるのに対し、五〇一人以上では実に三八・九%の事業所で差別的取扱をしていることになつている。又これを産業別にみると製造業では四・八%が差別的取扱をしているにすぎないのに、金融保険業は四一%、不動産業は一三%と高率を示している（もつともこの両者は求人件数が少い）。さきにも述べた通り、これは差別的取扱をすることが明示されていない事業所のあげ方に問題があるとともに、東京都についての調査がどこ迄全国的な普遍性をもつているかの点にも問題はあろう。併し、それはそれとして、やはりこの調査は事業所の規模が大きい程、そして又、金融保険業や不動産業など特に金銭取扱の大きい所程これら児童の就職が困難になつていることが判る。問題はこの質的な面にある。この傾向自体が好ましいか否かは別として、これら高率の制限を示している事業所はいずれも一般によいつとめ先と言われている所である。最近の経済情勢下において、中小企業の経営困難・倒産等の頻々と伝えられる時、大規模な事業所程その安定性や、労務管理・福利施設等において憧れのまとであろうし、又銀行や不動産業等もまた同様である。とのように見ると、両親の揃つていない児童は、よい就職口からは想像以上に大きくしめ出されていることが判る。

次に方面を変えて、これら児童がなぜ門を閉ざされるか、その理由を調べてみよう。栃木県職業安定課の調査では、

1　従来の雇用経験から。
2　偏みが強く家族の一員になれない。
3　偏窟で協調性がない。

4　定着がわるい。
5　家事に煩わされ、欠勤が多い。
6　金銭を扱わせるのに身許保障上不安がある。

等の理由を雇用者側ではあげている。

これらの理由はいずれももつともであろう。このように好ましくない者を事業所で嫌うのは無理がない。しかし、この場合何としても不思議なのは両親の揃つていない児童がすべてこのような欠点をもつていると速断する論理の単純さである。親のない子にもよい子が多い。というよりも、親のない子も大多数は親のある子と同じくよい子なのである。それなのに、親がないから臥目だと頭から決めてこれに差別的な扱いをすることは、何という不合理な冷い習慣であろうか。よい子を採用したいのはどの事業所でも同じであろう。それならば、親のある子ももない子も一緒にして、その中から本人本位でよい子を選ぶのが一番はつきりした採用方法であると思うのだが。

しかし、これは単に事業主側の理解とか協力だけによつて解決される問題ではない。勿論その理解と協力がなければ解決できるものではないが、しかし一切を雇用主側の責任に帰するのも或る場合には苛酷であろうし、又、個々の善意を超えた問題もある。

昭和二十七年九月の厚生省児童局による全国母子家庭調査によつてみても明かなように、母子世帯七〇万のうちその九〇%は働いているのであるが、そのうち二〇%は日雇として働いている。又、母の職業収入は当時において三千円から四千円迄の階層が最も多く、一万円以上は八%にすぎない。このようなことに示されているように家族構成の欠陥が貧困と結びつき、しかも母は愛情にあふれていても生活に追われて、子供の世話がよくできない。子供は家にいても独りで淋しいので、街に出て好ましくない生活慣習を身につけるというようなことも多いであろう。このような児童まで雇用主の善意に依存することは好ましいことではないであろう。前提となるのは、何といつても子供をもつと大切にする社会、そしてまた子供を含んだその家庭、特に母子家庭等をもつと優しく、いたわる社会をはやくつくることであろう。託児施設も、よい遊び場もない。家庭は貧困で母は手内職に忙がしい。そして卒業してみれば両親が揃つていないからと希望する所には入れない。とすれば何と冷い世の中であろうか。世の中全体がもつとこれら不遇な者に理解をもち、大切に責任をもつて育てて行かなければ、この問題は解決しないであろう。

この意味で最初に述べたように、中央青少年問題協議会の委員会でこの問題がとり上げられたことは、極めて意義の深いことであると共に、これを契機として各方面でこれについての根本的な具体的な対策が考究されることこそ、何よりも望ましいことである。

労働省でも、従来新規学校卒業生の職業紹介に際して、このような差別的取扱の是正について求人者側の指導という形で、精神運動的な努力を重ねてきた。しかし、今年のように求人数が少く就職難の予想される買手市場では、この傾向が一層激化するものと思われるので、さらに一歩を進めて昭和二十九年十一月十二日「孤児・母子家庭児童等の就職援護に関する実施対策要綱」を省議決定し、この線に沿つて関係各省の協力を得て具体的な援護措置の推進に努めることとなつた。

この内容は次のようなものである。

1、身許保証人及び保証金の設定

これはこれら児童が適当な身許保証人のないために就職できない者のあるのに鑑み、民生委員・児童委員・婦人少年室協助員等に保証を依頼すると共に、これら孤児・母子家庭児童等の就職援護に関する実施対策要綱」を省議決定し、この線に沿つて関係各省の協力を得て具体的な援護措置の推進に努めることとなつた。

この内容は次のようなものである。

1、身許保証人及び保証金の設定

これはこれら児童が適当な身許保証人のないために就職できない者のあるのに鑑み、民生委員・児童委員・婦人少年室協助員等に保証を依頼すると共に、これらの人が保証したために受けた損害の補塡を考慮しようとするものである。

2、就職の促進について

公共職業安定所は学校養護施設等と協力して長期的な職業指導を行い、職業適応性の増大につとめると共に、積極的な求人開拓等を行つてその雇用を促進し、さらにまた公共職業補導所において技能訓練をうけた者の就職が極めて有利であるのに鑑み、これらの児童の補導所入所につき、特別の取扱をすると共に、貧困者に対しては、その入所中の所要経費の補助を行うものとした。また、国・公共団体等はこれら児童を優先的に雇用するように努めるものとした。

3、啓発宣伝

これらが実効をあげるためには社会的な理解が先決であるのに鑑み、厚生省・文部省・労働省等は相提携して積極的な努力を重ねることとし、労働省においては婦人少年局が、主体的な動きをすることとなつた。

以上の方針は、なお予算措置等を伴うもの及び他省との関連事項については未だ折衝中のものが多いが、啓発宣伝等については、可能な範囲でできるだけ速かに行いたいと考えている。中央においても同様であるが、殊に地方では、関係各機関が地方青少年問題協議会等と相互に密接な連絡を保つて、これら薄倖な者の援護に万全を期せられるよう特にお願いしたい。

――労働省雇用安定課事務官――

境遇による就職の差別待遇について

定時制を弁護する

――教師の立場から――

小杉英司

一　理解ある雇用主

中央教育審議会委員である諸井社長の経営する秩父セメントの工場では、地元中学の優秀なものを会社に採用し、更に高度の技術を必要とする時は、高等学校まで地方でやり、それから大学に入るためには、東京に転勤させて通学させている。東京に会社の寄宿舎があるのでそこに入れるが、会社が給費する場合と、昼間の勤務による自己の収入で、夜間部に通う場合とがある。

十人余の定時制生徒のために、会社の一隅に食堂を設備して毎夕食を供している丸ノ内生命。又両親のない生徒を採用するという、吸い心尽しをしてくれている広島証券の如きは、理解ある雇傭主として、特に頼母して感ぜられる。

二　無理解な職場

ところが大銀行・会社・デパートなどで、定時制生徒や卒業生の採用を、全然拒否しているところも非常に多い。私どもは昨年大阪や山形で、定時制教育研究振興の全国大会を開いた時、はからずも定時制生徒と卒業生の就職が差別されているという情報が交換されたのでこれは社会的な大きな問題であるからというので、当局や関係方面へ陳情することになつた。その後新聞でも「採用されない定時制高校」のことが取上げられた。日経連の調査では、昨年度は百二十八社のうち、三十一社が定時制の区別をしないだけで、今年はさらに不採用がふえるだろうといわれている。

三　差別待遇は事実

これは一体どんな見地からだろうか。彼等は概ね昼の生徒にも、まさればとて劣らない向学心と真面目さをもつて、家計を助け、働き且つ四年間学んでいるのである。仕事の面でも学力の面でも、決して差はない筈である。特に仕事の面では、未経験の全日制卒業生よりも、能率的なものをもつているであろう。とに角差別に価する本質的な理由はないと思われるのに「少数採用なので」とか「大会社よりも個人経営の小企業で、十分力を発揮された方が……」などといつて断られるのは事実である。

四　差別される原因は

差別され断られるのは、定時制殊に夜間生にあり勝な次の諸点が原因して、毛嫌いされるのであろう。

A、定時制生徒の家庭環境特に経済的によくないこと。

B、職場経験を持つために、自己の狭い経験から、素直に新職場に順応しないこと。

C、学力が低いのではないかと思われていること。

五　定時制を弁護する

(一)　前記Aの問題は、自ら好んで貧しい家に生れたわけでないのだから、貧しいために採用しないというのは酷である。Bは誰でも反省しなければならぬことであり、Cは昼間生も定時制生徒も共に、学校教育法の定めるところによつて、立派な教育をうけているのである。

(二)「定時制だから良くない」と、一概に言われることには異議がある。即ち昼間生たから皆良いといえないように、定時制生だから皆良くない、というのは早計である。要は人の問題であり、個々の問題である。

然るに旧来の雇用慣習に従つて、定時制を毛嫌いして採用しないということは、憲法の保障にもとるのではないか。

(三)次に現在定時制生徒凡そ六十万は、昼間生の約半数にあたる。その六十万勤労青年

の前途を閉じてしまうことは、大局的に考えれば由々しい問題であつて、社会の円満なる発展を阻害することにもなろうし、又個々の企業を謬る所以でもないと考えられる。

(四)　理想に向つて刻苦四年、これは独り生徒だけでなく、これが教育の任に当る教員も、不正常な生活を忍んで、生徒と共に行し、共に涙し、やれこれで卒業させたという途端に「テストもしないで定時制をオミットする」とは、何と惜ないことだ。彼等が夢を抱き、日々の苦悩と闘つて来たのを、何といつて慰め、勇気づけてやつたらよいのだろうか。私がかかる差別待遇に、生徒と共に憤るは誤りであろうか。

(五)　私は日々彼等に接し余りにも彼等を痛々しく思う。一例をあげると、某校の生徒が、主人から不図した誤解をうけたので、死を以てこれをあかそうとした。多感な彼の遺書には「定時制高校は、私の一生で最大の楽園であつた」と記してあり、彼はその楽園である校庭の一隅で自決したのであつた。

(六)　罪のない六十万の彼等が、如何なる苦悩にも屈せず、黙々として努力している、その純情を傷けたくないのである。誰にも頼ることができないぞ、自力で運命を開拓している彼等の苦悶を、次代の青年のために、少しでも軽減してやりたい。「働きつつ学ぶ」ことが、今日程悲壮でなく、平気であり常道である姿を、出現してやりたいのである。

六、人物を採用する

それがために社会が、定時制を保護育成し、卒業生には均しくテストをして、実力のある人物を採用して貰いたい。そして国の宝であり、どこまでも伸びゆく青年に、希望を与えるよう希求してやまないのである。

――全国高等学校主事協会理事――

使用者の立場から

竹原邦夫

就職戦線は昨年度も不振を伝えられましたが、中小企業はもとより大会社でも新規採用を見合わせた処の多い今年の深刻さには及びません。就職を希望する労働人口に比較して、日本産業界の規模及び内容が根本的に貧弱すぎるのです。更に最近、デフレの波に翻弄され、営業不振や倒産の運命に苦悶する企業が増加しましたので、自然、生活の安定を求めて就職者が大企業を目指して殺到し、ますます狭き門と化せしめているようです。

採用者側としても、このように経営状態が逼迫してくると、「職場についたら真剣に、なるべく僅かの人数で、能率をあげて事業を盛りたてていこう」と、有為な真面目な人を切実に求めます。一人の女店員を採用するにも、常にもまして神経を用い、慎重を期するのは無理からぬことでしょう。激烈な戦に血眼になつて殺到する志願者達、そしてその大勢の中から少数の有為な人物を選び出そうと懸命な採用者側……こうして双方が血眼となれば、いきおい互に臆測のし過ぎや気の廻し過ぎも起りやすく、こんな所から就職における差別待遇ということが、大きく問題となつて来たのではないでしょうか？

就職問題をとりあげている種々な雑誌や新聞の記事を見ますと、百貨店や銀行では両親の健在を採用の絶対条件にしているが如く書かれてあるのを見うけます。勿論、企業によつてそれぞれ採用条件を附するのは当然のことでしようが、両親の健在か否かは本人に責任のない事であるのに、片親であるために真面目で有為な人物が不合格となるのは不当であると云うのがこうした人々の声なのです。

しかし平和を唱えれば直ぐ赤だと云われ、祖国を口にすれば即座に右翼のレッテルを貼られた神経過敏な時代も過ぎた今日、ただ両親が揃つていないというだけで、明るく、そして真面目で将来性ある有為な者を不合格にする程、良識のない試験官は一人もいない筈です。現に私どもでは、ただ片親だと言う理由で有為な人を不合格にしたことはありませんし、不合格になつた人があつたとすれば、皆それ相当の他の理由があつたに違いありません。

瞼に「門前の小僧習わぬ経を読む」と云われているように、人間をその育まれた環境との間には、切つても切れぬ根強い繋りがあり

ます。寂しそうな性格、暗い表情、そして狼狽られていない行儀作法は、その家庭の空気を端的に表していると言つても過言ではありません。ややもすると片親の家庭にはこの種の人が多いため、「両親健在」という採用条件も私共にはうなずけるのです。世界各国の諺や著名人の言葉の中にも、父母、特に母親の子女に対する教育的影響が如何に大きいかは家庭よ、汝は道徳上の学校なり（ペスタロッチ）

児は父母の行為の鏡なり（スペンサー）

一人の良母は百人の教師に値す（ヘルベルト）

子供を見れば母親がわかる（独、諺）

母は最初の教師なり（西洋、諺）

等々と数多見受けられます。実際、所謂問題の青少年の多くは、その貧富にかかわらず、母親の愛情が不足している家庭の子女であるようです。しかし私どもの店でもこんな良い例がありました。

もう二、三年以前のことですが、女店員募集の際、新たに新制高校を卒業するKさんという娘さんが応募しました。Kさんは幼い時に父親を失い、戦災で母親と二人の兄姉を失つた可哀そうな身の上でした。沢山の志願者の中で両親兄弟のいない天涯の孤児は、どうみても採用の条件に適つているとは見えません。然し、Kさんの悪びれない態度、不幸な境遇にくじけない素直な性質、そして明るい表情と真剣そのものの熱意は、私共試験官の心を動かさずにはいなかつたのです。私共もとり組んでいる人が、この例の他に沢山あることをつけ加えておきます。不幸にして父母を亡くされた方も、その打撃に打ち負かされず、素直な明るい真面目な性格を失わないようにして頂きたいものです。そういう方ならば如何なる逆境にあつても私共は喜んで迎えたいと存じて居ります。

（株式会社三越本部人事課主任）

求人開拓者の立場から

染谷すみ子

デフレ政策も、八合目までのぼりつめて来た。これからの二合目が、一番つらい時期であるという。

失業者に対する政府の対策も、昨年には帰休制度があり、公共事業費の枠の増額、パートタイム制度の採用、専門安定所の設置など幾多新しい施策がうみだされているが、ともあれ今後もつづく失業者の膨大な発生に対する措置は、さらに本年の重要な課題として持ち越されている。

そして、こうしたデフレ政策に並行して、企業の組織内での合理化の方向は、必然的に人的資源の開発と、能率化による人員削減ということに、急激なひろがりをみせた。とくに、人的資源の開発については、需要供給のバランスが著しくくずれだした現在の労働市場において、雇用主側の強気はいう迄もなく、採用基準はぎりぎりにつり上げられてゆく一方、中には不当と思われる雇用慣習まで持ち出して、いかにして応募者をふるい落とすか、ということに腐心しているものの多い実状である。

その結果当然起る力よわい、ハンディキャップをもつたものへのしわよせの中で、いま一番問題視されだしているのが、新規学校卒業者の就職時期に絡む孤児・片親児の就職問題である。

最近、某大銀行の地方支店を応募、さいごの選考ではねられた遺家族A君の場合がある。たまたま××連合会でとり上げ「それは本人の責に帰すべき個人的特質の優劣ではない。片親だけだからという家庭条件が、動かしがたい理由となつてはねられたのだと思う。このような誤つた雇用慣習は不当ではないか。」として問題化しようとした。

しかし、調査した結果、本店から支店に発した採用方針及び採用基準に関する通達、学校直接求人申込の際の募集要領、人事担当者間に打合せられる極秘の面接要領、採点要領など、いずれも「両親健在なるもの」の字句は、一言一句たりともみあたらなかつた。

「定員の枠がしぼられてゆく一方では、まず何よりも人材がほしいのですよ。そりやあ、その上に両親がしつかり監督してくれる家庭であれば、それに越したことはありません。しかし、百貨店の店員を目指したが、競争率がはげしいので、途中でやめて学校時代に習得した簿記を生かして、目下会計事務所につとめており、将来の会計士たるべくはり切つている。C子さんは大企業の事務員になりたかつたが、職業相談を受け、検査工となつた。しかし半年後には勤務成績がよかつたため、事務員に抜擢され、所期の目的を達している。

この二人のケースによつて考えさせられた事は、障害の除去以前のもの、就職への道の基本的な問題の、就職機会と結びつけた職業選択のしかた（つけ加えて、求人者のえらび方）、職業相談・指導のあり方、就職前の技術習得の問題の再考、ということである。

筆者紹介——染谷すみ子氏は永年神田橋公共職業安定所の求人開拓係として勤務され、最近王子公共職業安定所にかわられた方です。

海外ニュース

◇カナダに婦人局が誕生しました

婦人局長九月に就任——

最近までトロント市ムールトン・カレッジの校長であつたマリオン・ヴィ・ロイス女史（マスター・オヴ・アーツ）は、去年の九月労働省婦人局長に就任しました。ロイス女史の任命は七月に発表せられています。女官委員会は目下、ロイス女史の補佐として仕事をする婦人職員をひとり公示してもとめています。婦人局はゆくゆくは三人からなるスタッフで構成されましょう。

（カナダ労働省発行レイバー・ガゼット八月号から）

公明選挙にそなえて

渡辺慶子

正しい選挙のお手本としてよく引合に出されるイギリスでも、数十年前には腐敗その極に達し、遂には票を売りますという広告を大つびらに出す者が現れたという話さえある位でした。ところが一八八八年の腐敗防止法以来次第に公正な選挙が行われ、年を重ねて今に到つたわけです。

ひるがえつてわが国の選挙の現状は、ちようどその当時のイギリスを思い浮べるものがあるのではないでしようか。しかし選挙の腐敗は何も今に始まつたものではないらしく、遠く大正年代にすでに選挙粛正の運動が起り、その後も何回も繰り返され、しかも失敗の苦い経験をなめるのが常だつたようです。

ところが戦後婦人の参政と有権者の年齢層が満二十歳に下げられましたが、その婦人及び青年層にまで拡げられた悪質な買収行為が熾烈となり政治の腐敗はその極に達する様になりました。それと同時に婦人と青年の団体から正しい選挙を叫ぶ声が高まつてまいりました。それらの団体の一つとして、いち早くその声をあげたのが終戦直後生れた私どもの日本婦人有権者同盟でありました。政界浄化は婦人の手でという合言葉で、遅れて政治の舞台に登場した婦人有権者が、一日も早く有権者としての権利に目覚め、その義務を立派に果すことができるようにと立上つたのでありまます。

先ず第一に私共が叫んだのは、公職選挙法の改正でした。その中でも、連座制の強化については声をからして叫んできました。それが昨年未第二十国会で取入れられました。

即ち、出納責任者が買収等で罰せられた時にも連座制を適用することに拡大されましたし、又総括主宰者が買収犯で罰せられた場合の但し書の免責規定が削除されて、連座制が強化されたわけです。しかし、おとり防止のために別に免責規定を設けたりして、まだ〳〵法律のぬけ道が、地盤・看板・鞄にものを言わせて、公正な取締りの目をくらますのではないかと心配です。それで監視の眼を怠つてはならないと深く戒めております。さらに公職選挙法の第二段の改正を要望しているわけです。

次に、政界の腐敗堕落は選挙に金が掛ること

から始まります。そこで私共は、当初から選挙費用一人寄附運動ということを提唱してきました。今回は、公職選挙法第一九四条の算定法によると、一人七円に当るそうで、自分の支持する候補者に、一人七円寄附する運動を勧めております。更に大事なことは、婦人の基本的人権と、男女の本質的平等を守り婦人の地位を高め、真に民主的な社会を建設する為には、現行憲法をゆがめるような政策を持つ政党や、職員に政権を渡さないことだと思います。それには、国の主人である有権者の半数以上を占める婦人の政治意識を高めることが重要なことです。投票は秘密無記名投票なのですから、義理人情に絡まれたり権力に屈したりせずに、有権者の、また国民の幸は、どの政党、どの人物が嬉して呉れるか、とくと見究めて、しなければなりません。その為には、正しい政治の知識が必要になつて参りますし、毅然とした選挙の心構えが湧いてこなければ、ならないでしよう。しかし、これらは、いざ選挙となつてから慮さたてても、とうにもなるものではありません。普断日常の啓発がものをいうのであります。そこで、その方法として、都心で大講演会を開くだけでは、末端に浸透しない憾みがありますので、都心を離れた場末の街々で数多くの講演会を開くよう工夫をこらして参りますし、さらに細かく、三人、五人の隣近所の井戸端会議や茶のみ話を、膝つき合せて、われらの持つ清き一票の正しい使い方を研究する機会にするよう、奨励してきたのです。また一方、有権者の任務

は選挙の時に、清き一票を投ずるだけでなく、議員が公約を果して守つているかどうかの見究めも大切なことです。議会の傍聴、国政都道府県政、市区町村政の研究もぜひすすめたいところですし、政党や議員への注文や、忠告も常に怠つてはならないところです。

さていよいよ衆議院の解散も近づいたようです。そこで私共の中には、この腐つた政界を浄化するには、やはり特定の候補者を支持する選挙運動をやるべきだという声も、一部強かつたのですが、各階層を含むこの会の性格として、矢張り有権者に正しい選挙の判断の材料を提供するという、従来のたてまえを堅持することになり、次の対策を樹てました。

一、公明選挙の推進

井戸端会議や道端会議で、事前運動や買収饗応行為等の悪質な違反行為について話し合い、互に啓発し合う。さらに進んで隣近所のもよりが集まつて、私共の名づけているもより会を開いて話し合う。

二、棄権の防止

理想的な候補者のない場合も、次善の政党並びに候補者に投票するよう勧める。

三、政策の検討

この際との政党が、どういう政策を掲げているか、とつくり知らせるために議員や政党にアンケートを行つた。既に解答の来ているのも多数ある。これらを有権者の判断の材料に発表する。

候補者はどういう人が、国民の代表として適当かとうか、婦人問題に理解があるかどうか、汚職や疑獄に関係したかどうかを知らせるために、十一項目に亘つて次のようなアンケートの試案を作つた。

(1) 立候補された理由。
(2) 入党の動機（或いは無所属の理由）。
(3) 再軍備について。
(4) 家族制度復活について。
(5) 売春禁止法。
(6) 社会保障制度について。
(7) 当選後第一に何をなさいますか。
(8) 公明選挙でおやりになりますか。
(9) あなたの御家庭は民主的ですか。
(10) あなたは今の社会をどうお考えですか。
(11) 汚職利権議員の追放
五、金をかける候補者を排撃する。
六、よい政党と悪い候補者のよりどころ
○どういう党がよい政党か。
一、言論の自由、基本的人権を尊重する政党。
一、世論を尊重する政党。
一、平和憲法を守る政党。
一、婦人や子供の問題解決に熱心な政党。
○悪い候補者とは。
一、選挙中や選挙後に、お金や品物をばらまく人。
一、選挙のあとで政党を変える人、国会を休む人。
一、妻（夫）や子供を大切にしない人。

七、婦人議員の多数進出をはかる。

総選挙対策として、解散前には、各政党に対し、よい婦人候補者を積極的に、多数公認するよう要望する。

地方選挙対策としては、地方議会に婦人を多数出すため、もより会を開いて話し合い、各地に、婦人議員をたてるような、積極的空気をつくるよう、働きかける。

以上、七つの項目を参考に、井戸端会議やもより会で、膝つき合せて話し合い、ふるいにかけて落してゆく。更にこの項目を中心に、衆議院議員選挙の心構えというビラを沢山作りました。一人でも多くの有権者に分けて、投票の拠り処に呈したいと思います。なお、もつと詳しい総選挙に続いて間もなく地方選挙が行われますが、恐らく総選挙の違反行為と、地方選挙の事前運動が抱き合わせとなり、相当ひどく行われると思いますから、有権者は監視の眼を光らして、地方選挙に備えましよう。

最後につけ加えたいことは、さきにも申述べましたように、各婦人団体が手をつないで叫んだ連座制の強化が、第一段階の成功をみました。公明選挙の実現は、有権者の自覚が勿論根本の問題ですが、冒頭に紹介したイギリスの例が示しているように、加えて法の裏付けが正しい選挙の鍵になるのではないでしようか。公職選挙法の改正の推進を、総選挙後の新しい議会と政府に要望する次第です。

——婦人有権者同盟副会長——

公職選挙法改正の要点

和田好辻

衆議院選挙を前にして、公明選挙運動が活発に展開されているが、国民全般の政治意識の向上をはかるというこの運動の目標を達成するためには、まず有権者の総てが、少くも現行の選挙法を正しく理解するということが第一の問題であると考える。しかし、ここでは紙数の制約等もあつて改正の全貌を詳かにすることはできないので、一般に関心が高いと思われる改正の問題点についてのみ述べることにする。

今次の改正は一、選挙管理事務の整備、二、選挙運動の適正化、三、選挙の公正確保、四、政党その他の政治団体の選挙における政治活動の規制に大別することができるが、この中、最大の眼目は、選挙の公正確保のための連座制の強化にあるといい得る。有名無実に近い従前の連座制の規定を改めて、これを強化し、政治の公明を期すべしということは国民多年の念願であつた。そこで今回の改正においてはこのような世論に応え、連座の事由及び免責の事由を大幅に改め、選挙運動を総括主宰した者又は出納責任者が買収等の罪を犯し、刑に処せられたような場合及び出納責任者が選挙費用の法定額違反の罪を犯し、刑に処せられたような場合はその当選人の当選は無効とされるようにされた。ここで注意しなければならないことは、悪質陰険な方法で自党候補者の利益を図るための、いわゆるおとりによつて、選挙運動を総括主宰する者や、出納責任者が買収をしたとか、選挙費用の法定制限額を超過して支出したということが立証されれば、その当選人の当選無効は免れるということである。しかしながら、おとり罪の立証は実際問題として極めて難しいことなので、当選人が連座を免れるということは、従来に較べて少くなつたということができる。しかし、選挙の公正を確保するためには、前述のような規定では未だ生ぬるいという批判もあり、又実際の手続がかなり複雑であることとも関連して、将来なお、検討しなければならぬ必要があるにしても、この度の改正は、選挙の公明化に向つて大きく前進したものということができる。

第二は寄附の制限について改正が加えられた。その中、重要なことは、公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者は、選挙に際し、選挙に関する事項を動機として、当該選挙区（選挙区のない場合は当該選挙の行われる区域）内にある者に対し、社会通念上の通常一般の社交の程度を超える寄附をしてはならないこととされたことである。又候補者、公職にある者が役員等となつている会社等も、選挙事務所で食事し、あるいは携行するために一定の弁当を支給することが認められた。

次に選挙運動の適正化を図るための改正について述べる。この点については、いわゆる金のかからない選挙を目指して、第一に選挙運動の公営が拡充強化されたことである。例えば、立会演説会は事情の許す限りなるべくその回数を多くしなければならないとし、個人演説会を告知するためのポスターの枚数を増加し、選挙公報の字数を増加し、新聞広告の回数を増し、スペースを増加する等の改正が加えられた。このことによつて従来に比し、金のかからない選挙が行われ、一面又有権者は、自分が投票しようとする人を判断するための便宜が増したものといえる。第二に主として選挙運動に使用される自動車は乗用車及び小型貨物自動車に限るものとされ、大型貨物自動車の使用は天候その他、やむを得ない事情がある場合のみに限り認められるものとされた。又何人も選挙運動のために使用される自動車の上では、選挙運動をすることができないことになつたので、選挙運動用の自動車には、文書図画の掲示もできなくなり、連呼行為も原則的に禁止された結果、車上の連呼行為は最早みられなくなる。

連呼行為は、一般的には演説のように一の思想を発表し、訴えるのではなく、

（以下二〇ページ下段へつづく）

思春期にある女子生徒の心理

―男友達〝ほしい〟が大半―

小松沢正徳

茨城県教育委員会は保健衛生の実験校を指定しているが、県南の某高校は、性教育資料調査として、男女交際問題を中心に女子生徒七百八十五人に対し、次のアンケートにより無記名で回答させた。まとまつた調査は思春期にある女子生徒の心理をつかむ資料として、これらのデータを基礎として今後の教育に活用を図ることになつたが、殊に注目すべきことは男友達がほしい者が大半で、貞操の尊さを知らぬものが二一名もあることで、学校当局のガイダンス等が一層重要視され、父兄の関心も高まるに至つた。

―アンケートの大要―

▼男女の交際について両親の意見は、
1、絶対にいけない　一三七名
2、相手によつてはよい　一四八名
3、交際をすゝめている　六名
4、干渉しない　一一八名
5、交際してもよい　五名
6、その他　一七五名

▼男性の友達がほしいですか、現在ありますか。
1、ほしい　一六二名
2、ある　九六名
3、ほしくない　四八四名
4、ない　六三五名

▼男性とどんな機会に交際を始めましたか。
1、友人の紹介　二四名
2、親の紹介　一一名
3、旅行中　四名
4、映画館　一名
5、過然の機会　一九名
7、スポーツ　六名
7、乗物　四名
8、集会　七名
9、もの日　二名
10、通学途上　六名
11、その他　四五名

▼交際の相手はどんな人ですか。
1、中学の友人　二五名
2、本校生　二名
3、他の高校生　一一名
4、大学生　二三名
5、同地域高校生　二六名
6、近所の人　六名
7、先生　九名
7、親類　一名
8、勤人　九名
10、その他　一三名

▼どんな交際をしていますか。
1、親がみとめている　六二名
2、親はしらない　一四名
3、映画見物をする　四名
4、散歩する　四名
5、勉強をいつしよにする　一二名
6、通学をいつしよにする　三名
7、その他　一名

▼男性から手紙をもらつたことがありますか。
1、ある一二七名2、ない四七〇名

内容は。
1、交際を求められた　九一名
2、愛情を訴えてきた　一六名
3、依頼の手紙　一二名
4、その他　七六名

返事を出しましたか。
1、出した六七名2、出さぬ一三七名3、ことわつた一一名。

▼映画館・汽車・電車その他であつたこと。
1、手をにぎられた　二四名
2、体をさわられた　五七名
3、手紙を渡された　一二名
4、呼びとめられた　三五名
5、後をつけられた　三三名
6、いたずらされた　五名
▼暴行やその寸前の危険にあつたことがありますか。場所と時刻は。
1、自宅二名　2、通学途上五名
3、山林地帯一名　4、旅行先一名
5、友人の家一名　6、その他六名
1、夜三名　2、昼三名

▼危険な目にあわされた人の種類
1、学生　七名　2、勤人　二名
3、労働者風六名　4、不良　五名
5、親類の人　二名6、その他六名

▼危険な目にあつたときの処置をどうしましたか。
1、大声を出した　三名
2、夢中でわからない　四名
3、抵抗した　二名
4、逃げた　一七名
5、するがまゝにした　一名
6、厳として応じなかつた　五名
7、その他　一名

▼危険な目にあつたとき、だれに報告しましたか。
1、親　二〇名　2、教師　一名
3、姉　五名　4、友人一八名
5、その他一名　6、報告しない　一一名

▼貞操ということについてどう考えますか。
1、守るべきである　四〇五名
2、愛しておれば守らないでもよい　七名
3、守る必要はない　一四名
4、別に考えたことがない二一八名

資料室

学びながら働く年少者

——労働基準法による使用許可証明書をえて働く年少者の労働条件調査第五回報告——

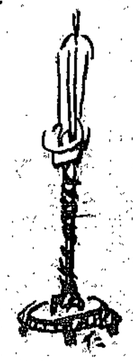

はしがき

年少労働者に対する労働保護のうちで最も重要な意義をもつているものの一つは最低年齢制度です。わが国でも労働基準法第五六条に工業的な労働（同法第八条第一号より第五号まで）に働くことのできる最低年齢を満十五歳と定め、満十五歳に満たない者は非工業的な部門で働く場合に限り、しかも労働基準監督署の許可を受けた場合にのみ就業することができると規定しています。本来、満十五歳に満たない者は、義務教育を受ける年齢でもあり、且つ、発育が最も盛んな時期にありますので、順調な心身の発達を図るためには、労働に従事させるよりも修学に専心させ、十分に心身の成長をはからせることが社会的にも、また個人的にも望ましいところであり、また、国際労働会議の条約として、ひろく採択されております。ところが、今日の社会的、経済的な事情のもとでは、これらの年齢層の中に、学業のかたわら、或いは学校を休み、或いは全くこれを放棄してさえも労働に従事しなければならない者が少なくない状況です。そこで、これらの多数の年少者のうちで、労働基準法に基き使用許可証明書をうけて正規に働いている年少者は一体全国でどの位あり、どのような業務に、どんな労働条件で働いているかを調査して、これらの働いている年齢の年少者の適職配置や労働条件の向上など、労働保護の推進のために基礎資料を把握することは極めて必要なことです。なお、夜間中学に学ぶ生徒が、昼間働いて夜間に学ぶのに対し、この調査の対象となつた者は昼間正規の教育を受けながらその余暇に働いている人々です。

一、調査の目的

はしがきに述べたように、本調査により、労働基準法の規定に基き、使用許可を受けて働いている者の労働の実態を明かにし、年少労働者保護推進の基礎資料とするため。

二、調査の対象

昭和二十八年一月～同年十二月までの間に使用許可を受けて働いた最低年齢以下（満十五歳未満）の児童

三、調査の方法

婦人少年室において各都道府県労働基準局に、管内各労働基準監督署から提出保管されている前記期間の使用許可証明書（以下証明書という）を基礎資料として調査しました。

註 従来、満十五歳に満たない児童で就業しようとする者は、使用者と連名で就業許可申請書（学校長及び親権者又は後見人の同意する旨の署名を受け）に必要事項を記載し、戸籍証明書を添えて、その住所地管轄の労働基準監督署長に提出し許可を受けることになつていましたが、昭和二十九年六月女子年少者労働基準規則の改正の際、児童がその許可の手続を行うことを改め、使用主が監督署長に提出し許可を受けなければならないことになりました。これは、実際に働く児童に対する監督は、事業場を管轄する署長が行うべきものであり、このためには当該児童がその居住地の監督署長から許可を受けるというのでは児童の保護が十分でないので、これらの手続を改め、これらの手続については原則として、使用主が行うことにしたのです。また、許可申請について、児童及びその親権者又は後見人の出頭義務がありましたが、これも不必要となりました。なお、改正された許可申請様式は後に添付しました。

四、調査の結果

(1) 概況

この調査により把握された満十五歳未満の年少労働者は左表にみられるように、全国で九、六九九名（男子八、二〇一名、女子一、四九八名）で、前回（第四回）調査の四、九一一名に比べ、九七、五%の増加となつています。この二倍弱の著しい増加の理由は新聞配達、りんご袋掛に働く者が非常に多かつたからですが、このことは、これ等の職種に従事する年少労働者が前回に比べ、必ずしも二倍近くふえたものであるとは断定しえず、むしろ、正規の手続をとるものがふえたとみるべきでしょう。

最低年齢以下の年少者の就業及び職種

産業大分類	中分類	職種
その他の小売業（新聞卸小売のみ）	新聞配達	
	荷造り	
	新聞取出し	

産業大分類	中分類	職種
飲食店		販売員
		店員
		給仕
		雑役
新聞、飲食店以外の物品卸売及び小売（省略）		店員、販売事務員
		配達員
		牛乳配達
		雑役
映画業		子役
映画以外の興業娯楽劇場及び附随事業		子役
		歌手
		ダンス
		舞踊
		抹茶運び
		ゴルフキャディ
		ポート場雑役
対個人サービス業		クリーニング店配達員
対事業場サービス業		広告地付及び配達
他に分類されない専門サービス業		ファッションショウモデル
非営利的団体		商工会議所雑役
教育		学校給仕
農業	商品生産農業	農耕畑除草りんご袋掛
林業及び狩猟業	林業	雑役
公務	国家、地方事務	事務員
製造業	塩製造業	採鹹補助員
	食料品製造業	販売員
		事務員
	木材及び木製品製造業	雑役
	機械製造業	雑役
建柱年月札取付		事務員
通信業		事務員
運輸通信及び公益事業	郵便物取集	
	電報配達	
	電話交換見習	

全国悉皆調査の方法をとりましたが、該当なしと報告のあつた県は島根、愛媛の二県のみでした。

年少労働者が就業している産業の種類は左のように大分類で八種、中分類で二四種であり、職種は二六種にわたつていました。

第1表　性別・年齢別年少労働者数

使用許可・昭和28年1月～12月

性別＼年齢別		計	12歳未満	12歳	13歳	14歳	年齢不詳
実数	計	9,699	575	1,645	3,279	4,135	65
	男	8,201	296	1,405	2,889	3,578	33
	女	1,498	279	240	890	557	32
比率(A)	計	100.0	5.9	17.0	33.8	42.6	0.7
	男	100.0	3.6	17.2	35.2	43.6	0.4
	女	100.0	18.6	16.0	26.0	37.2	2.1
比率(B)	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	男	84.6	51.5	85.4	88.1	86.5	50.8
	女	15.4	48.6	14.6	11.9	13.5	49.2

第2表　産業別・年齢構成比

産業＼年齢	合計	製造業	公務	運輸通信業	林業	漁業	農業	サービス業	卸売及び小売業
満6歳未満	0.8							11.6	
満6歳～満11歳	5.1	11.6						48.6	1.6
満12歳	17.0	38.6		5.3		19.6	25.9	8.5	16.8
満13歳	33.8	35.8	4.7	18.4	75.0	33.1	36.1	14.6	35.4
満14歳	42.6	19.7	95.8	76.3	25.0	42.8	31.3	16.8	46.7
年齢不詳	0.7						6.4		
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

第1図　産業別男女構成図

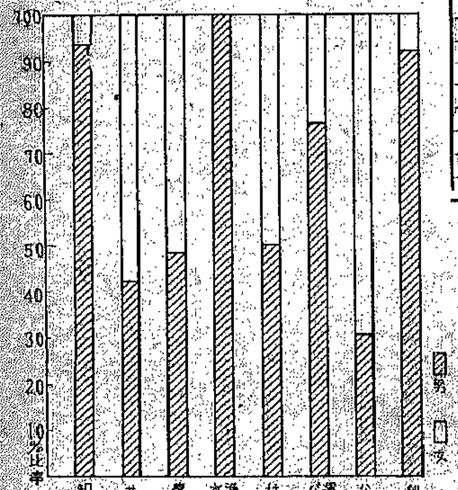

(2) 性別・年齢別就労状況

総数九、六九九名中男子が八四・六%、八、二〇一名を占め、女子は男子の1/6、一五、四%一、四九八名を占めるに過ぎません。

男子の年齢別構成比は満十二歳以下は僅かに一・二%に過ぎませんが、十三歳以上になると急激に増加し、十三歳一六・一%、十四歳四二・六%となつています。

女子の場合は男子と異つて十三歳以上になつても急激な増加はなく、十三歳一一・九%、十四歳一三・五%と男子の1/3程度にとどまつています。

これは、女子の場合は、子守や家事手伝いの業務に従事するものが多いためと思われます。

男子の場合は、十三歳以上になると急激に増加しているのは、新聞配達、りんご袋掛、荷造り、新聞取出し等の職種に従事するものが多いためです。

男子の場合

第2図　男女別職種別構成図（註）比率人口以上のもののみ

（1）男

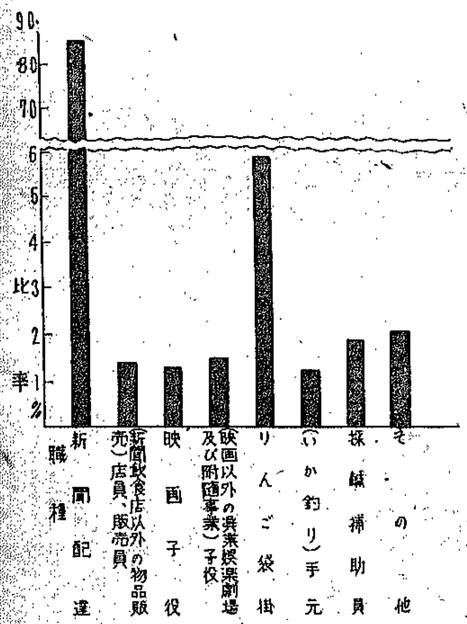

（2）女

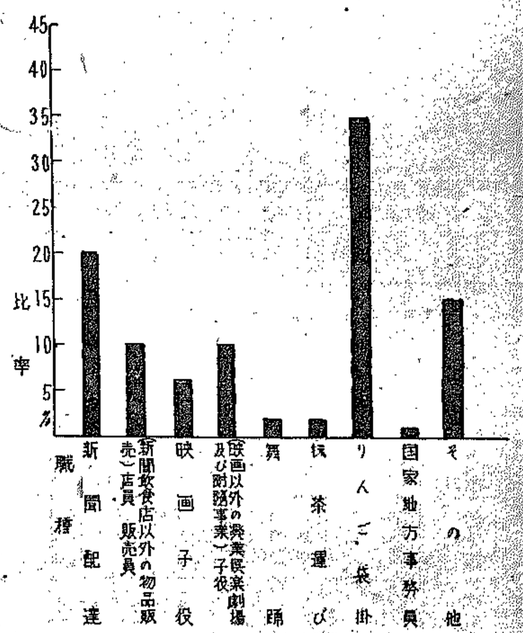

（6）産業別・職種別就労状況

最も多いのが、卸売及び小売業の七八・五％（七、六一四名）で、続いて農業一〇・四％（一、〇一二名）サービス業七・四％（七一四名）、以下製造業・漁業・運輸通信業・林業の順です。卸売及び小売業が多いのは、前述の新聞配達の業務がこれに含まれるからです。

各産業別に就業している男女の率を第一図によつてみると、男子が過半数以上を占めているのは卸売及び小売業・漁業・運輸通信業・製造業で、女子が同じく過半数以上の産業は、サービス業・農業・公務であり、林業は同率です。

年齢別に産業の就労状況をみると十四歳、八五・九％（十三歳、八二・二％）十二歳七五・六％の殆んどが卸小売に従事し、次でこの年齢のものが多いのは農業です。これに対し、サービス業、映画・演劇等の子役等には満六歳～満十一歳の

第3表　労働時期別・賃金支払形態構成比

区分＼労働時期別	働く者就学時期に	就学時期外に働く者	学齢前	合計
日給	7.7	20.5	49.4	10.1
月払い	84.8	6.4		71.6
一興業毎	1.7	0.8	46.1	2.0
その他	5.7	67.6	2.2	15.5
不明	—	4.6	2.2	0.8
合計	100.0	100.0	100.0	100.0

第3図　賃金支払形態別賃金額

（1）日給

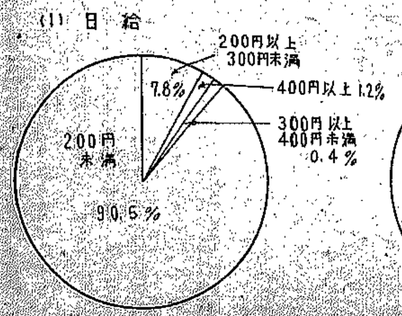

（2）月払い

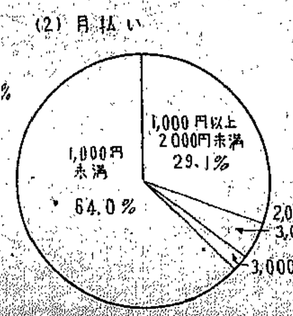

（3）一興業毎

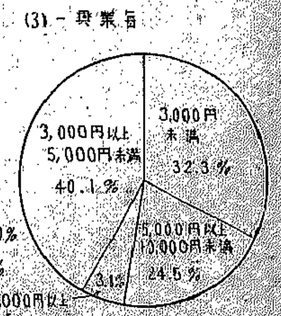

七〇、二％、満六歳未満の一〇〇％が従事しています。産業別にみた各年齢の構成比率は第二表のとおりです。

職種別に最も多く働いているのは、しばしば述べるように新聞配達の七、二五六名（総数の七四・八％）次でりんご袋掛一、〇一〇名、以下、演劇等の子役・新聞・飲食店以外の物品販売店員・映画子役、採鉱補助員・手元と称するいか釣り手伝い・ゴルフキャディ・抹茶運び・舞踊・飲食店店員・その他です。

職種をさらに細かく男女別にみると第二図のとおりです。

（4）労働時期別就労状況

年少者が働く時期を学校のある普通の時期即ち、いわゆる就学時期に働く者と、学校のない休暇時（例えば、春夏冬各季の休暇）や、日曜、祝日等にのみ働く者とに分けてみますとその状況は次のようでした。

但し、こゝで、例えば新聞配達のように就学時期を主として働き、引続き休暇時も働く者は就学時期に含めました。

総数の八三・二％（八、〇七五名）は就学時期に働き、就学時期外に働く者は一五・八％に過ぎず、残る〇・九％は学齢前の児童でした。就学時期に働く者が、最も多いのは卸売小売業で、就学時期外では農業でした。

産業別に労働時期をみますと、就学時期中に働く者が就学時期外に働く者に比べて多い業種は、卸売及び小売業、サービス業、製造業であり、漁業は全数就学時期でした。逆に就学時期外に働く者が就学時期に働く者に比べて多いのは、運輸通信業であり、農業、公務、林業はすべて就学時期外に働いています。

（昭和二十九年六月改正）

様式第一号

使用許可申請書

事業の種類	事業の名称	事業の所在地	
児童の氏名	性別	生年月日	住所
児童の就く業務の内容	労働時間	（　）	

年　月　日　使用者　職氏　名　印

労働基準監督署長殿

記載心得

「労働時間」の欄は修学時間を（　）内に記入すること

労働時期別に働く職種をみますと、就学時期中に働く者が多い職種は、その業態が時間的に、労働時期的に修学にさしてさわりなく働くことのできるいわゆるパートタイム的な職種で、新聞配達などは代表的なものです。反対に就学時期外に働く者が多いのは、主として季節的、臨時的、或いは休暇中のアルバイト的な短期労働の性格をもつているものです。

（5）労働時期別労働時間

就学時期に働く者の就労最大日数を一週六日間とすると、一日仮りに三十分働く者は一週間の総労働時間は三時間となります。また、現在、中学校におけるおおよその平均修学時間は週二十四時間程度ですからこれを許容労働時間から差引くと正味許容労働時間は大体一週十八時間となります。そこで、いまこゝに労働時間の区分を便宜的に①一週三時間迄の者②三時間を超え十八時間迄の者、③十八時間を超える者の三区分に分けてみると①の者が一、〇三五名（一二・八％）②の者が七、〇二四名（八七・〇％）、③の者が一四名、不明は二名でした。

就学時期外に働く者とは、前述のように学校のない日に働く者であり、従つて、事実上、修学時間と無関係か、或いは大して修学時間の制約をうけずにすみますから、就学時期に働く者に比べ、その労働時間が長くなるのは当然で、調査に現れた結果も一、一五二名の九六・三％が労働時間が一週六時間を超えた時間働いており、特に夏休み等の長期休暇や、農繁期休暇中、毎日許容時間の範囲で（一日七時間）継続的に働く者が多くありました。

（6）幼児の就労状況

学齢に達しない幼児は法により、映画、または演劇の事業等にのみ就業することができますが、今回の結果でも八九名中五五名が演劇子役、二九名が映画子役でその他、歌手・舞踊・ダンス等です。

（7）賃金

証明書の上では、賃金については、一応の参考程度に記入されているに止まり、賃金体系等実際の具体的詳細、その手取り額等を把握することは困難ですが、記入された事項よりひろつた結果は、第三表及び、第三図のとおりでした。賃金体系中、一興業毎というのは、例えば映画、演劇等の子役の、一定期間の出演或いは一興業毎に幾らと契約する形態をとり上げたものです。一般に賃金額よりみると低い収入であり、総数の七〇％弱が僅か月二千円に満たない収入を得るために働いており、義務教育中であるに拘らず働かざるを得ないという家庭の貧困、或いは学資の不足を補うための切実な経済的要求を現しているといえます。

さらに詳細を知りたい方は地方労働基準局、婦人少年室にお聞きになるか、本調査報告書を御覧下さい。

年少労働災害について

はじめに

労働災害の発生原因は多様で、種々の事情が交叉して災害は発生するものである。この調査においても発生原因を物的及び人的の両面から把握してその実態を明らかにし、年少労働者の災害防止のための基礎資料を得ようとしたものである。

調査の対象は昭和二八年七月から二九年六月までの一年間に災害をうけた年少者で、労働基準法施行規則第五七条に基く労働者死傷病報告によって把握したものである。

調査の方法は、対象年少者に直接調査票を送附し、調査事項記載の上当局宛廻送するという方法をとった。以下調査結果について主な事項について述べよう。

一　災害発生状況

(一)　どんな産業に災害が多かったか　第一表によれば、総数四五九人中製造業が七七%（三五一人）で大部分を占めており、建設業八%（三五人）、運輸通信及びその他の公益事業五%（二三人）の順となっている。

災害をうけた年少者（被災年少者、という。以下同様）の最も多かった製造業においては、紡織業が総数三五一人中一七%（六〇人）で最高である。これは女子の災害の半数以上がここに集中しているためである。この後には機械製造業一五%（五四人）、金属製品製造業一二%（四三人）、木材及び木製品製造業一二%（四一人）等が主なものである。

男女別においては、総数四五九人中男子が八三%（三八一人）、女子一七%（七八人）の割合で男子の方が圧倒的に多い。製造業においてもこの傾向には変りないが、男子のみでは二八七人中最も多いのは機械製造業の五三人（一八%）で、次に金属製品製造業四二人（一五%）、木材及び木製品製造業三五人（一二%）が続いている。女子においては、六四人中紡織業三四人（五三%）、食料品製造業一〇人（一六%）、電気機械器具製造業八人（一三%）の順となっている。

第1表　産業別・規模別・被災年少労働者数

産業別＼規模別	合計	10人未満	10人以上～50人未満	50～100人	100～500人	500～1,000人	1,000人以上	不明
合計	459	63	167	64	108	25	31	1
林業及び狩猟業	10	2	6	1	1	3	5	—
漁業及び水産養殖業	1	—	—	—	—	—	—	1
鉱業	18	2	4	1	4	1	2	—
建設業	35	2	21	5	4	1	2	—
製造業	351	49	125	51	88	22	26	—
卸売及び小売業	11	6	3	1	2	—	—	—
運輸通信及びその他の公益事業	23	3	5	4	9	1	1	—
サービス業	4	2	1	—	1	—	—	—
分類不能の産業	11	3	2	3	3	—	—	—

第2表　業種別・性別　製造業における被災年少者数

区分	計	男	女
合計	459	381	78
製造業計	351	287	64
武器製造業	1	1	—
食料品製造業	31	25	6
紡織業	60	26	34
木材及び木製品製造業	41	35	6
家具及び装備品製造業	15	15	—
紙及び類似品製造業	7	4	3
印刷・出版及び類似産業	8	8	—
化学工業	8	7	1
石油及び石炭製品	1	—	1
ゴム製品製造業	3	2	1
ガラス及び土石製品製造業	9	6	3
第一次金属製造業	14	14	—
金属製品製造業	43	42	1
機械製造業	54	53	1
電気機械器具製造業	16	13	3
輸送用機械器具製造業	32	29	3
医療機械・理化学機械・写真機・光学機械器具及び時計製造業	4	3	1
その他の製造業	4	4	—

料品製造業と木材及び木製品製造業六人（九%）等が目立っており、紡織業に大半が集中していることは注目されてよい（第二表参照）。

(二)　災害はどんな規模の事業場に多いか　労働者数一〇～四九人の事業場において四五九人中三六%（一六七人）までが災害をうけている。次が一〇〇～四九九人のものが二四%（一〇八人）、五〇～九九人一四%（六四人）、一〇人未満一四%（六三人）となっており、一〇〇人未満の事業場では二九四人を占め、総数の六四%の高率を占めている。

(三)　被災年少者の経験年数　その事業場に就職して一年足らずの者が大多数である。調査結果によれば、七か月～一年が二二%（一〇五人）、三か月以下二二%（一〇三人）が共に多く、四か月～六か月二一%（九五人）であり、経験年数二年以上の者がわずかに九%（四〇人）に過ぎず、一年以下の者は四五九人中三〇二人で六六%を占めている。

それでは災害を起した業務における経験年数はというと、四五九人中三か月以下が二〇二人（四四%）、四か月～六か月が六九人（一五%）、七か月～一年が六一人（一三%）となっており、一年以下は総数の七二%で三三二人を数えられる。

(四)　休日と災害発生との関係　不詳（無記入が多かった）を除き、最も多いのは休日あけ二日目に災害を起した年少者で、四五九人中六三人（一四%）を占めている。次が四日目の五四人（一二%）で、最も少ないのは七日目の一九人（四%）である。これを男子についてみると、不詳を除き三日目がやはり多く、三八一人中五六人（一五%）で、次が四日目四四人（一二%）、六日目及び八日目以上が共に三九人（一一%）となっている。女子では不詳を除き、五日目一四人が七八人中一三%で最高を占め、四日目一〇人（一三%）、三日目及び六日目が共に七人（九%）となっている。

(五)　就業後何時間位たってから災害を起したか　最も多いのは就業後七～八時間たってから発生したもので四五九人中八〇人（一七%）となっており、この後に三～四時間が六九人（一五%）、八～九時間五八人（一三%）等が続いている。以上に見るように災害の多くは作業終了間近かになって発生している。例えば、始業時刻を午前八時、終業時刻を午后五時とする九時間（労働休憩時間を含む）とすれば就業後三～四時間の場合においては、凡そ午前一一時から一二時の間に発生したことになるし、七～八時間の場合には、午后三時から四時の間に発生したもので、終業時刻一時間前ということになろう。事実これら被災年少者の労働時間は八時間以上九時間未満が相当多かった。

(六)　けがをした休の部位　作業によりさほど差異はあるけれども、業種に拘らず負傷件数に例をとれば、四〇二件中手が二七七件（六九%）、足先一一件（二三%）と特に目立っている。

(七)　傷害の回復程度　けがはなおったが障害が残った、という年少者が四五九人中二四五人（五四%）になっているが、この調査が調査技術上休業四週間以上の災害をうけた年少者を中心にしたので、重傷者が多かったためであると考えられる。完全になおったと答えたものが三〇%（一四〇人）、その他が一五%（六九人）となっている。

二　発生原因

(一)　災害の原因　災害の発生原因は単一でなく、諸種の事情が交叉して発生するものであると言われているが、ここ

第3表　産業別災害発生原因分類

産業別＼原因別	物的原因 計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	管理的原因 12	13	14	15	心理的原因 16	17	18	19	20	生理的原因 21	22	23	24	25	26	不詳
合計	1,548	84	89	84	129	85	12	24	46	63	55	21	114	168	59	59	250	24	27	19	26	17	15	55	36	11	5	21
林業及び狩猟業	24	—	—	2	5	1	1	—	—	—	1	—	1	2	1	2	4	—	—	1	—	—	—	—	—	—	1	1
漁業及び水産養殖業	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業	86	3	8	8	7	—	—	—	2	1	—	—	2	8	1	1	6	—	—	1	1	—	—	—	—	—	—	2
建設業	120	5	8	10	18	4	2	2	5	9	7	—	5	8	8	6	15	1	1	1	1	8	1	5	2	1	—	2
製造業	1,226	69	78	62	85	80	9	19	37	46	42	17	102	144	45	44	198	20	24	18	22	18	11	43	28	9	8	18
卸売及び小売業	22	1	1	1	1	—	—	—	—	1	—	1	—	1	2	—	7	1	1	—	—	1	—	—	1	—	—	2
運輸通信及びその他の公益事業	67	3	2	2	10	—	—	3	2	3	3	2	3	4	3	4	10	—	—	1	1	—	2	5	3	1	—	—
サービス業	10	—	—	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1	4	1	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—
分類不能の産業	42	3	2	3	2	1	—	—	2	2	1	1	1	6	2	1	6	1	1	1	1	1	1	1	1	—	1	—

物的原因においては、六四二件中④件（原因番号を表わす、以下同様）が二九件（二〇%）、②八九件（一四%）等が主なものである。管理的原因においては、四〇〇件中⑧一六八件（四二%）、⑰一一四件（二九%）が多く、心理的原因においては三四六件中⑭二七件（八%）がこれに続いている。生理的原因においては一三九件中㉒五五件（四〇%）、⑤三六件（二六%）等が注目すべきものである。

以上の分類を離れて個々の原因中特に目立つものに次のようなものがある。

即ち、一、五四八件中⑩が十六%（二五〇件）で最高を占め、その次に⑬一一%（六八件）、④の八%（一二九件）がきている。

（二）災害の直接原因　災害の直接の原因となった最初の行為又は突発事故を中心にして調査結果をみる。被調査者の自由記載にしたため、表現が不充分な点もあり、集計結果からみると不明がかなり多くなつてはいるが、原因としてあげられた中で最も多いのは「運転中の機械及び動力伝導装置に因るもの」で四五九件中五三%（二四四件）を占め、この中でプレス・カッター・ベルト・ボール盤等によるものが多い。次が「取扱中の物体によるもの」で八%（三七件）、「墜き、転り、顚倒によるもの」と「物体の落下、飛来によるもの」が各五%（二三件）となつている。

（三）どんな作業に災害が多かつたか　「力のいる仕事」という回答が最も多く、八四二件中一六%（一三七件）で、「ひどく気を張つてする仕事」が一五%（一二八件）と「速い仕事」一三%（一一〇件）がこれに次いで多い。主な産業についてみると、製造業では、「ひどく気を張つてする仕事」が六三六件中一六%（九九件）、「危い機械や工具を使う仕事」が一五%（九三件）となつており、年少者の就業々務としては不適当と思われるような仕事に従事していたのではなかろうか。建設業においては七三件中二六%（一九件）までが「力のいる仕事」をしていたもので、「危い場所の仕事」が二二%（一六件）であるので、危い場所の仕事で、しかも力のいる仕事をやつていたと想像できないこともなく、年少者の作業環境としては問題となる。

三　災害防止等に関する被災年少者の意見及び希望

（一）災害防止に関する考え方　自分がうけた災害を未然に防止するには「よく注意すればよかつた」というものが五六二件中三七%（二〇九件）で最高を占め、「その他及び不詳」を除き、次に多いのは、機械・設備の完全であること、作業の熟達、又は連絡の円滑を望むものがそれぞれ五%の割合である。

（二）安全や災害防止に関する希望　調査結果によれば、不備を除き、機械、器具及び保護具の完全な状態における備付を希望するものが最も多く、六三二件中二四%（一四八件）であり、作業環境（建物・採光・じんあい・騒音・温度）に関する希望が一三%（八〇件）が主なものである。

結局これらの被災年少者は、年少者自身の身体の未完成、注意力の不足等年少者たる性質のために災害を起したものもなくはないが、その大部分はよくない作業環境のもとで、しかも不備な機械器具を取扱つていた、という二重の悪条件によつて災害を起したものということができ、これらの点が災害防止のための重要なポイントではなかろうか。

選ぶべからず十二章

一、選挙に金をかける人
二、どこへも名前をだしたがる人
三、やたらに金品を寄付する人
四、ベコベコお辞儀をして歩く人
五、親分の名でいばる人
六、恩や情でからむ人
七、後援会を作りたがる人
八、他人の意見でこまかす人
九、会議より二次会の好きな人
一〇、家庭の平和の保てぬ人
一一、汚職に関係した人
一二、暴力を用いる人

外国における女子の保護法規の紹介（4）

中国における女子の労働保護法規

一　序

第二次大戦が終了すると、蔣介石を指導者とする国民党と、毛沢東を指導者とする中国共産党との主導権争いが行われ一九四六年七月の内戦を経て、中国共産党の支配が確立し、一九四九年十月一日中華人民共和国が成立しました。

中華人民共和国（以下中国と略称します）では、一九五四年六月十四日に「中華人民共和国憲法草案」が、発表され、同年九月十五日に開幕された第一回全国人民代表大会で採択され、公布されました。右憲法で、女子について、

「中華人民共和国婦女は、政治的、経済的、文化的、社会的及び家庭的生活の各方面で男子と平等の権利をもつ。婚姻、家庭、母親および児童は国家の保護をうける。」

と謳われています。

中国の女子に関する労働保護政策は、憲法の趣旨に従つて行われてきており、今後は憲法の成立に伴つて、益々憲法の趣旨の実現に力が尽されるでしょう。

従来の中華人民共和国成立以前の労働の実態を見ますと、労働法規があつても効力を発したことはなく、労働時間は近代工場で十時間半から十六時間、普通十二時間で、少年工・女工の賃金は低く、その上、全労働者に対する比率は極めて高く、十二歳以上の全労働者中女工の占める割合は五七%、十二歳以下の幼年工の全労働者に対する率は一三%に達しています。先に述べた労働時間は幼年工にも女工にも適用されており、女工が機械のそばで流産するようなことはありがちでした。

右の様な労働の状態は中国の成立以後急速に改善されてきました。それは時事通信社の行つた「中共からの帰還者にきく生活実態調査」によつても、又国慶節に招かれて中国を視察された人の話からも察することができます。

それでは中国の労働法規はどうなつているかを我が国の労働基準法（以下労基法と略称します）と対比しながら見てゆきます。

二　労働保護の内容

1. 産前産後について

一九五一年二月二十六日に公布された中華人民共和国労働保険条例では、その適用範囲は当分の間、

一、雇用労働者・職員の数が一〇〇人を超える国営、公私合営、私営及び合作社経営の工廠・鉱山及びその附属単位と

業務管理機関

二、鉄道・航運・郵便電信の各企業単位及び附属単位

の各企業となつていますが、この条例で、出産待遇について、

「一、婦人の労働者・職員の出産については、産前・産後に五十六日の有給休暇を与える。

二、婦人の労働者・職員の流産、妊娠三か月以上七か月に満たない者には三十日、それぞれ有給休暇を与える。

三、産期休暇が満ちた者で、（安産・流産を問わず）いぜん工作不能な者は、医師の証明を経たのち、すべて疾病待遇の規定によつて処理する。

四、婦人労働者・職員あるいは男子労働者と職員の配偶者が出産した場合、労働保険基金から出産補助費として、赤色布五尺分の金額をその地方の市価によつて支給する。」

と定められています。

右の規定は一九五三年一月二日に改正されて、

「一、婦人の労働者・職員の流産、妊娠七か月に満たない者には凡そ三十日、ふた子、難産七十日の有給休暇が与えられ、

二、出産補助費は人民券四万元となり、

三、出産費・検査費は企業が負担する」

ことになりました。

一九五一年六月に成つた「中華人民共和国労働保険条例実施細則草案」では出産待遇について、

一、出産休暇には日曜日と法定休暇日を含む。

二、双生児あるいは多生児であるならば、その出産補助費は、その生れた子女の人数によつて、倍をもつて支給すべきである。

三、夫婦とも一つの労働保険を実施する二つの企業で工作するものは、出産補助費は妻がこれを受領し、その夫は二重に受領することができない。」

と定めています。

労働者階級は、中国では、人民政府の一切の行動を指導し、監督する権利と責任とをもつているので、労働者階級の広汎な唯一の基本的な組織体である中華全国総工会は大きな力をもつています。反面ではまた大きな責任をもつていますが、その中華全国総工会が一九四九年十一月二十二日に、公布した「労資関係に関する暫定処理規則」でも又「北京市機械製粉業労資団体協約」「天津市私営煙草工業団体協約」等でも前述した出産に関する規定を設けています。

我が国における労基法では、使用者は、六週間以内に出産する予定の女子が請求した場合においては、就業させてはなりませんし、又産後六週間を経過しない女子を就業させてはならない事になつていますので、産前産後休暇では、中国の規定より長いと言えますが、労基法では産

金の保障をしていません。併し我が国では、常時五人以上の従業員を使用する特定の事業の事務所に使用される者を強制被保険者とする健康保険法で、産前四十二日、産後四十二日以内、被保険者が労務に服さなかつた期間は出産手当金として一日に付いて、標準報酬日額の百分の六十に相当する金額が支給される定めが産前産後休暇中の生活の裏付けをしています。

2. 託児所について

前述した「中華人民共和国労働保険条例実施細則」では

「各企業の女子労働者、女子職員で、満二歳以内の子女をもつている者が二十人以上ある場合は、企業管理当局あるいは資本家側と労働組合基礎委員会との間の協議を経て、必要と可能性ある場合は託児所を設けることができる。その家屋設備・工作人員の賃金及びすべての経費は、全部企業管理当局あるいは資本家側が負担する。託児の飲食費は、託児の父母が負担し、特にまずしいものには、労働保険基金より補助をあたえることができる。但し一人につき託児飲食費の四分の一を超えることはできない。」

と定めています。

我が国には託児所に関する規定はありません。

3. 育児時間について

前述した「労資関係に関する暫定処理規則」では

女工及び女子職員の乳児にたいする授乳時間は、従来規定のあるものは規定に応じて処理し、規定がない場合は、左のように規定しなければならない。

「乳児の授乳は四時間に一回とし、一回の時間は、十五分乃至二十五分とする」

と定められています。

労基法では育児時間については、生後満一年に達しない生児を育てる女子は、休憩時間の外、一日二回各々少くとも三十分の時間を請求することができると定めています。

4. 男女同一賃金について

「労資関係に関する暫定処理規則」では

「男女従業員が同等の技術をもち、同等の作業をし、能率が等しいときは、同等の報酬でなければならない」

と定めています。

労基法では周知の如く、使用者は労働者が女子であることを理由として、賃金について、男子と差別的取扱をしてはならないと定めていますので、労基法の趣旨も中国の規定の趣旨も意図する所は同じです。

5. 女子に関連あるその他の規定

以上の規定の他に、一九五〇年五月に中央人民政府労働部が制定した工場衛生暫定条例では、環境衛生、作業場所等について、特定の候補者の氏名や、政党等の名称を短時間内に、連続して呼ぶことで、それが他の静ひつを阻害し、又運動自体の品位の点からも改革すべきであると主張されていたが、今次の改正により、遂にその実現をみたわけである。そもそも選挙運動は、本質的には候補者が自己の政見なり識見を選挙人一般に発表して、投票を集めることであつて、この意味から本改正は大きな意義をもつものである。

その他、選挙管理事務、政党の政治活動等についても、重要な改正が行われたが、これについては、省略することにする。最後にわれわれは、来るべき選挙に際しては、その意義、すなわち、自由選挙法によつて、公明なる選挙を行い、正しい民主政治を確立しなければならない、ということを強く自覚して、その権利を正しく行使する必要がある。我が国の選挙法は、任意投票主義をとつている故に、投票するとせざるとは選挙人の任意となつているにもかかわらず、その投票率は、外国に比べて、いささかも遜色がない、しかし、選挙犯罪が一面非常に多いという現象は、一般の政治的水準の低いことを物語るものである。さればこそ公明選挙運動の必要が唱えられるのであるが、少くとも今後においては、そのような運動を行う必要のないことが、このつぎの選挙で立証されることを期待したい。

――自治庁選挙部管理課――

（二〇ページよりつづく）

婦人と年少者

三結語

以上で女子に関連ある労働保護規定を概観しましたが、中国はまだ統一がなつて五年余にしかなりません。今発展の段階にある国です。中国の第一次五か年計画も第三年度に入り、順調な発展をしていると報ぜられています。従つて労働条件は経済水準の向上に伴つてよくなるでしょう。

× × ×

労組婦人のページ

◇全還第四回 全国婦人代表者会議

秋期闘争のさなか、十一月五、六の二日間に亘り、全還婦対部の第四回全国婦人代表者会議が東京地方貯金局会議室で開かれました。参加者は全国地方本部からの婦人代表一〇〇余名でした。

本部からの経過報告はまず、組織について、三十年度から青対部、婦対部を青年部、婦人部とするため、今後充分研究すること、そして組織づくりの中から更に努力を積んで、「行動できる婦人部組織」へと前進する事を報告した後、結婚手当、最低賃金獲得の状況、及び母性保護休暇、女子外務員の被服関係等の交渉過程が報告され、更に強力な交渉をつづける事が確約されました。

当面の活動方針については、本部提案の議案にこだわらず、これまで代表者が闘つてきた経験、現在ぶつかつている困難等、またどうすれば、みんなが動けるようになるかについての意見などを出しあつて、ここで決定されたことは必ず一つでも実行するという態度で審議が進められました。

△職場闘争の強化について

職場から出るあらゆる要求を、みんなの要求として闘うため、職場の中でいろいろの方法を考え、話しあいの機会を何回も根気よく持つ、そして互に理解し、協力して日常の職場闘争を活潑にする。また職場により、度々会合がもてないところでは、情勢を浸透させるため機関紙、部の第二回女子代表者会議がひらかれました。各支部からの代表者及び、オブザーバーは一〇〇余名でした。

第一日目は中央執行委員長の挨拶に続いて、左派社会党副婦対部長、渡辺道子氏の「組合活動と婦人の幸福」という講演があり質疑応答が行われました。午後は研究分科会に移り、活潑な論議がなされました。主な問題点は次の通りです。

第一分科会　労働条件分科会

△なぜ労働時間は守られていないか
△労働強化について
△病休者について
△年次休暇及び生理休暇について
△婦人の作業範囲について

第二分科会　生活条件分科会

△生活指導のあり方――学園授業の再検討、掃除区域の再検討――
△寄宿舎設備の改善について
△組合と自治会の関係について

第三分科会　婦人問題分科会

△農村家庭との問題について
△社宅協議会について
△昇給昇格について

これらの討議の結果は第二日目の綜合研究会に持込まれ、中執委をかこんで綜括した討議が行われました。討論の中には、各支部の日常活動での工夫で改善された成果等の報告もありましたが、一方労働条件に関する基本的な問題、例えば賃金と食費との関係等の諸問題の解決は片倉全体の枠で研究し、押し進めてゆかなければならないので、充分な決論は得られませんでしたが、中央執行部の研究課題とし、速かな交渉がもたれる事が強く期待されました。

第三日目のプログラムは、教育活動の実際について、「朗読劇、朗読について」「職場新聞のあり方とつくり方」「美しさについて」――主として服飾を中心として――等が講ぜられました。また明日から職場に帰つて実際に行えるようにとのレクリエーション指導がありました。

◇片倉労組婦人部 第二回女子組合員代表者会議

去る十一月二十二日から、二日間に亘り、全国の片倉労組婦人部代表者が集まり、第二回女子組合員代表者会議が開かれました。

この会議は、第一回女子組合員代表者会議（昨年十一月開催）の決議に基いて開かれたもので、婦人部の活動方針、婦人部と青年部との関係、婦人部と女子組合員との関係、婦人部と職場との関係、婦人部と婦人問題分科会との関係、婦人部と婦人問題分科会との関係、婦人部と婦人問題分科会

女子の就業者と完全失業者　(1954年9月)

産業別	女子	男子	男女計中に占める女子の割合	女子雇用者の産業別構成率	女子の前年同月との比較
	千人	千人	%		千人
総数	16,760	23,820	41.3		+270
就業者 自営業者	2,220	8,290	21.2		+100
就業者 家族従業者	10,170	4,230	70.6		− 10
就業者 雇用者	4,100	10,920	27.2	100 %	+ 80
就業者 雇用者 農林業	200	450	30.8	4.9	0
就業者 雇用者 漁業及び水産養殖業	10*	190	5.3	0.2	0
就業者 雇用者 鉱業	50*	510	8.9	1.2	− 10
就業者 雇用者 建設業	160	1,000	13.9	3.9	+ 10
就業者 雇用者 製造業	1,480	3,370	30.5	36.1	− 30
就業者 雇用者 卸売，小売，金融，保険，不動産業	890	1,610	34.0	20.2	+80
就業者 雇用者 運輸，通信その他の公益事業	290	1,420	16.9	5.6	+ 40
就業者 雇用者 サービス業	970	1,810	42.7	23.6	+ 10
就業者 雇用者 公務	180	1,060	14.5	4.4	− 10
完全失業者	280	380	43.2		+110

〔註〕 1) * 印の数字は特に誤差率が大きいから注意して使用のこと。
2) 統計表の数字はすべて調査結果の実数に推計乗数を乗じたものの千位以下を四捨五入した結果であるから表中の総数欄の数字はその内訳の合計に必ずしも一致しない。　―総理府統計局労働力調査―

一人一か月平均現金給与総額

(1954年9月)

産業別	女子	男子	男子に対する女子の割合
	円	円	%
総数	8,610	18,763	45.9
鉱業	7,679	17,438	44.0
製造業	7,459	17,953	41.5
卸売及び小売業	9,608	19,729	48.7
金融及び保険業	15,478	34,686	44.6
運輸通信及びその他の公益事業	11,168	18,385	60.7
建設業	6,565	13,747	47.8

―労働省労働統計調査部調―

婦人少年局ニュース

○労組指導者婦朝報告会開催

全逓組合中央本部婦人対策部長井上ヤス氏はフランス総同盟の招待により昨秋渡欧，イタリー・フランス・西独・ソ連・中国をまわって，このほど帰朝されたので，十二月二十四日婦人労働課では同氏に各国の婦人労働問題についてきく会を催した。なお同時に中共国慶節に労組婦人代表として招かれた全電通婦人対策部長武内しん氏も中国の婦人労働問題について話された。

○婦人週間準備打合会開催

一月十七日（月），労働省婦人少年局資料室において，第七回婦人週間の目標ならびに実施方法についての打合会がひらかれた。出席者は伊藤昇，松岡洋子氏などの有識者及び報道関係者であった。

ごらんになりましたか

○世界の婦人たち No.7 ノールウェイ
（婦人関係資料シリーズ，国際資料 No.32）

○婦人労働統計資料―一九五三年分―
（婦人労働統計資料 No.11）

○婦人労働の実情―一九五三年分―
（婦人労働資料 No.34）

前号訂正

一，20号二頁「家政婦研究所の設置」は「家政婦研修所」の誤りにつき訂正。
一，同じく二十五頁，末吉ユキ氏の肩書は「全繊同盟調査部員」の誤りにつき訂正。なお全繊同盟婦人部は昨年解消，同氏も婦人副部長を解任された。

原稿募集

「婦人と年少者は全国に広く取材して編集いたしたいと思います。各地の婦人少年室を始め婦人と年少者に関係ある諸機関の事実にもとづいた活動状況や実情のレポートをお待ちしています。

一，内容
○婦人少年室その他の関係機関の活動
○婦人少年室協助員のレポート
○地方で起った婦人と年少者に関する諸問題（いずれもなるべく具体的に）
一，分量　四百字詰五枚以内
（但しまとまった研究物はこの限りではありません）
一，必ず原稿用紙を用いること
一，締切　毎月五日
一，掲載の分には薄謝を呈します
一，送り先　本会編集部

昭和三十年二月一日　印刷
昭和三十年二月五日　発行
婦人と年少者　第三巻　第二号
定価　五十円　〒四円
編集人　久米愛子
発行人　平林たい子　東京都新宿区山吹町三〇五
印刷人　石井完一　東京都千代田区大手町二丁目七
発行所　婦人少年協会　電話丸の内(33)　四七二八
振替口座東京第一〇七九一四

◇十二月の婦人界の動き◇

二日　ビキニ水爆実験の被害をうけた日本人へアメリカ人の同情署名を持って来日したA・F・ブライアント夫人を囲み，銀座教会で三笠宮をはじめ参議院議員高良とみ，日本女子大教授上代たの，同宮文邦子，同氏家寿子，弁護士渡辺道子さんら約五〇名が集りお茶の会を開いた。

三日～六日　ビルマのラングーン郊外にある「聖なる大洞穴」において第三回世界仏教徒会議が開かれ，日本代表六〇名が出席したが，その中に参議院議員赤松常子，医学博士山本杉氏ら女性十二名が参加した。

三日　神奈川県では労働省婦人少年局の主唱に賛成して国庫補助をうけ三月以来「働く婦人の家」設立に着手していたがこのほど完工したので開館式を行い「神奈川県勤労婦人会館」としてスタートした。なお初代所長は前公共職業安定所課長の福田さと子氏である。

四日～十日　世界人権宣言六周年を記念する人権週間が法務省の主催で展開された。

六日　年々派手になる門松とクリスマス・ツリーは「家庭経済のためにも，日本の森林資源保護のためにもムダだと自粛運動にのりだした主婦連では"門松お止めクリスマス・ツリー自粛懇談会"を参院議員会館で開いた。

七日　年末年始の新生活運動懇談会が商婦人会主催で東京商工会議所で開かれたが，この会では"門松を立てて正月を迎えるのは日本人のゆかしい風習"であるとして廃止に全員反対した。

八日　日比谷公会堂に元在郷軍人約二千名が集まり，戦没者の慰霊法要祭ならびに全日本在郷軍人会結成大会を行った。この会は戦争に参加した軍人，軍属など全国約十四万名から組織されており，戦争による犠牲者の遺家族の援助と遺族の育英が目的である。

十二日　今年はできがよいから安くなるといわれながら，ちっとも安くならない果物や野菜の値段を，なんとか安くできないものかということが，とくに婦人間で問題とされていたが，参議院議員の竹本金太郎氏は「われ〳〵の生活はどうしてくれる」と主張，門松保存会の中川太郎氏は「伝統を守れ」と強硬反対，これに対し東京婦クリーニング協会やデパート協会側の代表者は「門松なんて形式だから紙で充分」と云う意見であったが，同宮文邦子，同氏家寿子，弁護士渡辺道子さんら約五〇名が集りお茶の会を開いた。メンバーは，科研主任研究員理博加藤セチ，科研研究員理博黒田チカ，共立女子大教授マスター・オブ・サイエンス郷山敬子，資源科学研究所員和田水，天文学研究家葵イツ子氏等第一線の人達で，科学界に進出する女性はごく少く，せっかく才能を持ちながら資金の悩み，女性であるためのハンディキャップなどで埋もれやすい女性の研究者に援助の手をさしのべ，また広く全国によびかけて発展させたいとの意向である。

十七日　婦選獲得九週年に当り，市川房枝氏を始めかつての婦選獲得運動の関係者約七〇名が参議院議員会館第一会議室に集り懇談会を行った。

十七日～二十日　エジプト婦人参政権獲得運動の先駆者ドリア・シャフィク女史が世界一周旅行の途中来日，十七日夜労働省婦人少年局が中心となり自由懇談会を開いた。江戸消防記念会の竹本金太郎氏は「われ〳〵の生活はどうしてくれる」と主張，門松保存会の中川太郎氏をはじめ，婦経連の奥紀伊子氏など，婦人界の人達二十二人が貿易協同組合の招きで東京神田の青果市場を見学し，業者との懇談会では，さすが婦人界のお目付役と業者を参らせた。

十六日　婦人科学者ばかりのはじめてのグループとして「輝線会」が誕生，上野・国立科学博物館で第一回の懇談

英語

津田英語会

国電中央線千駄ヶ谷駅前

東京都渋谷区千駄ヶ谷1丁目562

大学受験各科

英・独・仏・スペイン・中国語

高田外語

国電　山手線高田馬場　駅前

東京都新宿区諏訪町243

昭和二十八年五月三十日第三種郵便物認可
昭和二十七年十二月二十五日発行
婦人と子供（第二巻第一号）定価五〇円（送料四円）